

新約
聖書
使徒行傳

全

02-SHI

海老澤文庫

耶穌降生一千八百八十年 北英國聖書會社


新約聖書使徒行傳

明治十四年

日本横濱印行

橫濱製紙分社新鑄鉛版



新約全書使徒行傳
第一卷
テヨビロよ我すでよ前書を作て凡そイエスの始て
行へるところ教し所を録しニ其選びたる使徒等よ聖靈よ
託して命せしのち舉られし時よまで至れり三うれ
難みを受し後おほくの確據なる證を以て已の活夫イエスハ苦る
し四十日の間かれらよ見え神の國の事よ就きて語り四また
し彼等らと偕よ集り居て命じけるハ爾曹エルサレムを離れ
し四十日の間かれらよ見え神の國の事よ就きて語り五また
子ハ水を以てバブテスマを約束し給たまひし事を待べし
して我よ聞る所の父の約束し給たまひし事を待べし
て聖靈よよりバブテスマを受べければ也六集られ
よ問けるハ主よ爾いま國をイスラエルよ還さんと爲か
七

彼等は曰けるハ父の其權にて定たまへる時また期ハ
が知べき所非也然ニも聖靈ふんぢらよ臨むよ因て後雨
曹能力を受エルサレムユダヤ全國サマリアおよび地の極
にまで我が證人と爲べし此事を言畢しのち彼等の見が
間よ舉らる雲これを接て見ざらしめたりイエスの昇れ
る時かれら天を仰ぎ視たりじよ白衣を着たる二人の人あ
りて旁よ立て天よ舉られし此イエスハ爾曹が彼の天よ昇
や爾曹を離て天よ舉られし此イエスハ爾曹が彼の天よ昇
るを見たる其如く亦きたらん○其時かれら橄欖と名る
山よりエルサレムに歸る此山ハエルサレムよ近く約う安
息日よ行うる程あり十三已よ入て樓よ登れり此よ留くる者
三

ハペテロヤコブヨハ子アンデレピリボトマスバルトロマ
イマタイアルバイの子ヤコブゼロテと云るシモンヤコブ
の兄弟あるユダあり十四凡てこの人々ハ婦等およびイエスの
母マリア並イエスの兄弟と偕よ心を合せて恒よ祈禱を務
たり○十五當時ベテロ弟子等(ろ)の集れる者おやよ二百二十
人なり)の中よ立て曰けるハ十六人々兄弟よ聖靈ダビデの口も
よよりてイエスを捕る者を導けるユダよ就て預じめ語た
る此聖書ハ必定應せばかりし也蓋かれも我儕と共よ列り
て此職を任たれバ也斯人ハ不義の價をもて地所を買ま
た倒よ墮て眞中より裂き其腸ことぐく流出たり十九此事と
エルサレムよ住る凡の人よ知しかば其地所を方言にてア

ケルダマと呼^よこれ^を譯^{さけ}バ血の地所^{ぢしょ}あり
詩^シの篇^{まき}よ錄^るて彼^{かれ}
の家ハ墟^{むな}くふれ其中^{うち}よ人を住居^{すみ}する勿れ彼の職^ハ他人^よ
得^はさせよと云^いり三^{さん}是^は故^{ゆゑ}よ主^{あらわ}イエスの我儕^{われら}が中^{なか}よ往^{ゆき}來^しし給^{あげ}
たる間^{あひだ}即ちヨハ子^ののバブテスマより始^はわられらを離^{はなれ}て舉^あげ
らきし日^ひよ至^いるまで常^{つね}よ我儕^{われら}と偕^{とも}よ在^{あり}し者^{もの}の中^{うち}一人^{ひとり}わ
らと共^{とも}よ其^の甦^{よみがへ}し事^{こと}の證^{あかし}人^{ひと}と爲^{なる}べき也^{なり}三^{さん}是^はよ於^おてバルサ
パ^ハと稱^{さふる}ヨセフ又^{また}の名^なハユスト^と云^いる者^{ひと}とマツニア^との
二人^{ふたり}を舉^あて二^二西^{いのり}新^いいひけるハ衆^{すくのひと}人の心^{こころ}を識^{あらわ}たまふ主^{おも}よ願^{ねがは}
ハ奉^は事^{こと}と^と使徒^{しと}の職^{つど}を得^はせんが爲^{ため}よ此^{この}二人^{ふたり}のうち孰^{いづれ}
を選^{はらひ}たまひしか示^{あらわ}し給^{たま}へ既^によユダハ此^{この}職^{つど}を離^{はなれ}て其^の往^{ゆき}べ
き所^{ところ}よ往^{ゆき}たり二^二六^六斯^{かく}て闇^{くろ}を取^{とり}しよマツニア^よ當^{あさり}ければ彼^{かれ}十^{じゆ}

第一人^{ドウジン}の使徒^{しと}等^{たち}と共^{とも}よ列^はきり
第二章^{セカイ}ベントコステの日^ひよ至^{いた}て弟子^{たち}等^{たち}みふ心^{こころ}を合^{あわ}せて
處^{ところ}よ在^{いた}しよニ俄^{には}天^{てん}より迅風^{はげきかぜ}の如^ごき響^{ひきき}ありて彼等^{かれら}が坐^すす
る所^{ところ}の室^{いと}よ充^{そそ}り三^三燐^{ほのほ}の如^ごきもの現^{あらは}岐^{わかれ}て彼等^{かれら}各^{かく}の人の上^うよ止^{どま}
よ隨^{まよ}ひて異なる諸國^{くふく}の方言^{方言}を言^いふ聖靈^{せいれい}よ満^{まつ}され其^せ聖靈^{せいれい}の言^いしむる
る四^よ是^はよ於^おて彼等^{かれら}ハみふ聖靈^{せいれい}よ滿^{まつ}され其^せ聖靈^{せいれい}の言^いしむる
る所^{ところ}の室^{いと}よ充^{そそ}り三^三燐^{ほのほ}の如^ごきもの現^{あらは}岐^{わかれ}て彼等^{かれら}各^{かく}の人の上^うよ止^{どま}
りき六^六此^こ音^おおこりしよ因^{いん}おやくの人々^{ひとびと}集^{あつま}りけるが各^{かく}人^{ひと}お^お
のが方言^{方言}を彼等^{かれら}の語^{かた}れるを聞^きて躁^{さわぎ}あへり七^七みふ駭^{おどろ}き異^{あや}乎^か
つ^つ互^{たがひ}よ曰^いけるハ視^みよ此^こ語^{かた}る者^{ひと}ハ凡^{すべ}てカリヤ人^{びと}なら^む生^うきし所^{ところ}の方言^{方言}を彼等^{かれら}より聞^き

九我儕ハバルテア人メデア人エラム人およびメリホタ
 ミユダヤカバドキアボントアジア十フルギアバムブリ
 アエジブト又クレ子よ近きリブエの地ふとよ住る者また
 口マより来て居もの或ハユダヤ人および其教よ入し人
 又クレテ人アラビヤ人ふるよ彼等が我儕の方言をもて神
 の大なる用を語るを聞かど皆おとろき訝て互よ曰ける
 ハ此ハ何ある故ぞや十三あるひあざけて此人ハ甘き葡萄酒よ
 満されたる者ありといふ人あり十四是よ於てベロ十人
 凡てエルサレムに住る者よ爾曹よく我言を聞いて之を知
 今ハ晝の九時あれバ爾曹の逆料おとく此人ハ醉る者ものに
 と偕にたち聲を揚て彼等に對いひけるハユダヤ人および
 其のとき我わが靈をもて凡の人に注ん爾曹の
 子女も預言すべし十九わが靈を我僕ある男女に注ん彼等も
 亦預言すべし三十主の大ふる地に休む
 微を示さん即ち血あり火あり烟あるべし二十主の大きな名を呼び
 赤き日來ん前に日ハ晦く月ハ血に變ん三凡て主の大ふる顯
 賴む者ハ救るべし三イスラエルの人々よ此等の言を聽きそ
 中よ行し妙ある能力と奇跡と休徵とを以て爾曹よ託して爾曹の
 れナザレのイエスハ爾曹の知おどく神かれよ此等の言を聽きそ
 中よ行し妙ある能力と奇跡と休徵とを以て爾曹よ託して爾曹の
 る所の人なり三此人ハ即ち神の定し旨と預め知たまふ所

九我儕ハバルテア人メデア人エラム人およびメリホタ
 ミユダヤカバドキアボントアジア十フルギアバムブリ
 アエジブト又クレ子よ近きリブエの地ふとよ住る者また
 口マより来て居もの或ハユダヤ人および其教よ入し人
 又クレテ人アラビヤ人ふるよ彼等が我儕の方言をもて神
 の大なる用を語るを聞かど皆おとろき訝て互よ曰ける
 ハ此ハ何ある故ぞや十三あるひあざけて此人ハ甘き葡萄酒よ
 満されたる者ありといふ人あり十四是よ於てベロ十人
 凡てエルサレムに住る者よ爾曹よく我言を聞いて之を知
 今ハ晝の九時あれバ爾曹の逆料おとく此人ハ醉る者ものに
 と偕にたち聲を揚て彼等に對いひけるハユダヤ人および
 其のとき我わが靈をもて凡の人に注ん爾曹の
 子女も預言すべし十九わが靈を我僕ある男女に注ん彼等も
 亦預言すべし三十主の大ふる地に休む
 微を示さん即ち血あり火あり烟あるべし二十主の大きな名を呼び
 赤き日來ん前に日ハ晦く月ハ血に變ん三凡て主の大ふる顯
 賴む者ハ救るべし三イスラエルの人々よ此等の言を聽きそ
 中よ行し妙ある能力と奇跡と休徵とを以て爾曹よ託して爾曹の
 れナザレのイエスハ爾曹の知おどく神かれよ此等の言を聽きそ
 中よ行し妙ある能力と奇跡と休徵とを以て爾曹よ託して爾曹の
 る所の人なり三此人ハ即ち神の定し旨と預め知たまふ所

よ應て解さる爾曹ハ無法の手をもて之を捕へ十字架よ釘フ
 て殺せり神ハ其死の苦を釋て之を甦らせ給へり彼ハ死ア
 よ繫れ在べき者ふらされば也ア五
 蓋ダビデ彼よ就て曰ける
 ハ我わが前よ主の常よ在を見るうの我右よ在ア六
 ざる爲あり是故よ我心ハ樂ミ我舌ハ喜べり且わが肉體ア
 望よ居んニセこれ爾ハ我魂を陰府よ遣おかア七
 聖者を朽果しめざるが故あり爾すでよ我よ生命の路をア
 示す我を爾の前よ置て喜よ盈しめんと元人々兄弟よ我始ア八
 祖ダビデよ就て憚る所ア九
 三十ア彼ハ既よ死て葬られ其墓ハ今日よ至るまで我儕の中よりア
 予預言者にして神これよ誓を立て其血統の中よりア十
 一アヒ

人を擧て位よ即しめんと矢たまへるを知ア一一
 るが故よキリストの甦る事よつき語て彼ハ陰府よ遣おかア二
 れど亦うの肉體も朽果ア三ア既よ神ハイエスをア三
 甦ア四ア然るよ彼みづから言主わが主よ曰けるハ我あんぢらが見ア四
 の右よ擧られ約東の聖靈を父より受て今よ昇しことあし
 ころ聞ところの者を注り云夫ダビデハ天よ昇ア五ア既よ神ハイエスをア五
 然るよ彼みづから言主わが主よ曰けア六ア既よ神ハイエスをア六
 ルの全家よ爾曹ア七ア既よ神ハイエスをア七
 主とあしキリストとあし給しことを確よ知ア八ア既よ神ハイエスをア八
 聞て其心刺るア九ア既よ神ハイエスをア九
 てベテロと他の使徒等ア十ア既よ神ハイエスをア十

にし
四五 産業と其所有を鬻て各人の用に従ひ之を分與へ
四六 日々心を合せて殿よ在また家よ於てパンをさき歡喜と
誠心をもて食を同よし
四七 神を讚美すべての民よ悦ほる主
すくそるゝ者を日々教会よ加たまへり

第三章 第三時祈禱の時よ當てペテロとヨハ子共よ殿に上
しよ 二ひとりの生來ある跛あり殿にいる人よ施濟を求ん爲
よ日おと負きて殿の美と名る門よ置る
子の殿よ入んどするを見て施濟を求り
共よ熟々之を視て曰けるハ我儕を觀よ
と意ひて彼等を見つめたり
あし惟われよ有ものを爾よ予ふナザレのイエスキリスト

けるハ人々兄弟よ我儕ハ何を爲べき乎
三八 ベテロ彼等よ曰
けるハ爾曹おのく悔改めて罪の赦を得んが爲よイエス
キリストの名に託てバブテスマを受よ然爾曹も聖靈の
賜を受べし
三九 この約束ハ爾曹および爾曹の子孫また凡の
遠人すあそち主たる我儕の神よ召る人々よ屬あり
た多言をもて證して勧けるハ爾曹この邪ある世より救出
されよ
四一 其時この言を聞納し者ハバブテスマを受たり是の
日弟子よ加れる者おほよう三千人彼等ハ常よ使徒等の
教訓をうけ交接をあしパンを擘ことし祈禱とを務む
に於て敬畏人々の心よ生れ又使徒等よ託て許多の奇跡
と休徵おこなそれたり
四二 信者ハみる一處に會て諸物を共

の名より起て行め遂よ其右の手を執れを起ければ
其足と蹤たまちよ健勁ふりて躍立かつ行めり踊あゆミ
神を讀美つゝ彼等と偕よ殿よ入ぬ衆民かれの行ミ神を
讀るを見て素うの殿の美門よ坐し施濟を求たりし者ある
を識この人よ所遇ことを大よ駭き奇めりうの跛者べ
テロとヨハ子よすがり居し間よ民みふ駭くこと甚しくソ
ロモンの廊と名る所よ趨集れりテロ之を見て民よ答
けるハイスマエルの人々よ何故よ此事を奇とするや我傍よ目
が自己の能と徳をもて此人を行しきが如く何ぞ我傍たち
を注るや十三夫アブラハムイサクヤコブの神わが先祖たち
の神ハ其僕イエス即ち爾曹が解しき者ビラトが釋すこと
は爾曹が拒し所の者を榮たまへり
十五かつ生命の主を殺せり神ハ之を死より甦らせ我傍ハ其名を信せる
證人ふる也十六イエスの名ハ其名を信せるよ由て爾曹が見
ところ識ところの此人を健勁せり如此イエスよ由る信仰
ハ爾曹すべての人の前よ於いて此人を全く愈たり十七キヤウディ
我ハ知る然ども神ハ凡の預言者の口よ託てキリスト
等も亦然り然ども神ハ凡の預言者の口よ託てキリスト
われは知る然ども神ハ凡の預言者の口よ託てキリスト
等も亦然り然ども神ハ凡の預言者の口よ託てキリスト
是の故よ爾曹罪をくい心を改て其罪を抹るくことを爲よ蓋
主の前より安舒日の來り二十且あらかじめ擬たまひしイエ

の名より起て行め遂よ其右の手を執れを起れば
其足と蹤たまちよ健勁ふりて躍立かつ行めり踊あゆミ
神を讀美つゝ彼等と偕よ殿よ入ぬ衆民かれの行ミ神を
讀るを見て素うの殿の美門よ坐し施濟を求たりし者ある
を識この人よ所遇ことを大よ駭き奇めりうの跛者べ
テロとヨハ子よすがり居し間よ民みふ駭くこと甚しくソ
ロモンの廊と名る所よ趨集れりテロ之を見て民よ答
けるハイスマエルの人々よ何故よ此事を奇とするや我傍よ目
が自己の能と徳をもて此人を行しきが如く何ぞ我傍たち
を注るや十三夫アブラハムイサクヤコブの神わが先祖たち
の神ハ其僕イエス即ち爾曹が解しき者ビラトが釋すこと
は爾曹が拒し所の者を榮たまへり
十五かつ生命の主を殺せり神ハ之を死より甦らせ我傍ハ其名を信せる
證人ふる也十六イエスの名ハ其名を信せるよ由て爾曹が見
ところ識ところの此人を健勁せり如此イエスよ由る信仰
ハ爾曹すべての人の前よ於いて此人を全く愈したり十七キヤウディ
我ハ知る然ども神ハ凡の預言者の口よ託てキリスト
等も亦然り然ども神ハ凡の預言者の口よ託てキリスト
われは知る然ども神ハ凡の預言者の口よ託てキリスト
等も亦然り然ども神ハ凡の預言者の口よ託てキリスト
是の故よ爾曹罪をくい心を改て其罪を抹るくことを爲よ蓋
主の前より安舒日の來り二十且あらかじめ擬たまひしイエ

スキリストを遣れんが爲なり。二神の古より聖預言者の口よ託て言たまひし萬物の復興ん時まで天ハ必き彼を受おくべし。三モーセ我儕の先祖たちよ告て曰けるハ主なる爾曹の神ハ爾曹の兄弟の中より我よ似たる一人の預言者を起さん其爾曹よ告る凡の言を聽べし。三凡て此預言者よ聽き従そざる者ハ民の中より取滅さる。四又サムエルより以來かたりし所の預言者も皆あらかじめ此日を指て言り。五夫なんぢらハ預言者の子孫あり且神のみの我儕が先祖たちよたまひし契約を承繼毛のあり即ちアブラハムよ告て地の諸族ハ爾の裔よ由て福を獲んど曰たまへり。六神すでよ其侯イエスを立あんぢら各人を其惡より引反し福を獲させ。

人が爲よ先ふんぢらよ彼を遣せり。
聖四福音 徒等が民を教へ且イエスの事を宣るより祭司殿司およびサドカイの人たち心を憐し其民よ語れるとき突然きたりて三親手これを孰ふじ者ハ多これを信キ其數お少よそ五千人あり。四然ど其道を聽き時をでよ暮けれバ明日まで獄よ囚おけり。五明有司アレたち長老學者及び祭司の長の凡の族エルサレムよ集り使徒キサンデルと祭司の長の族アンナ並カヤバヨハ子アレ等を其中よ立て間けるハ爾曹何の權また何の名よ由て之を行ひしや。其時ベテロ聖靈よ満され彼等よ曰けるハ民の有司およびイスラエルの長老よ我儕もし病たる人ひど

ハ十六 この二人は何を處べきや彼等が既に著き休徵を行へ
 ハ十七 為も之を事ハ凡てエルサレムよ居者の明かよ知ところ也われら
 ハ十八 良遂よ彼等を恐喝し此の後その名よ就て人よ語ること勿しめ
 ハ十九 ことを爲ふかれど戒むテロヨハ子の名よ曉て語ること教る
 ハ二十 十九神よりも愈て爾曹よ聽バ神の前よ在て義たらんか
 ハ二十一 二十九の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ二十二 三十の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ二十三 三十の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ二十四 三十の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ二十五 三十の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ二十六 三十の所爲よ因て神を榮たれバ

架よ釘じとてろ神の甦らせ給し所のナザレのイエスキリ
 ハ二十七 十兩曹とイスラエルの民もみあ知べし其あんぢらが十字
 ハ二十八 斯トの名よ由て此人健勁あることを得あんぢらの前よ立
 ハ二十九 たりと士これ即ち爾曹工匠の棄し所の石屋の隅の首石と
 ハ三十 あれる者あり此不か別よ救ある事をなしえ天下の人の中
 ハ三十一 よ我儕の依頼て救るべき他の名を賜されば也彼等ベテ
 ハ三十二 ロとヨハ子の忌憚る所あきを見て其無學の小民あるを識
 ハ三十三 バ之を奇ミたり又そのイエスと偕よ在しを知アリ
 ハ三十四 れたる人の彼等と偕よ立るを見よより駁すべき言なかり
 ハ三十五 斯て彼等よ命じて集議所を去しめ後よ相議て曰ける
 ハ三十六 二十九の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ三十七 三十の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ三十八 三十の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ三十九 三十の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ四十 三十の所爲よ因て神を榮たれバ
 ハ四十一 三十の所爲よ因て神を榮たれバ

りき○ 二三かれら釋されて其友の所にゆき祭司の長と長老の言しことを悉く告つてその友これを見て心を合せ神よ對ひ聲を揚て曰けるハ主よ爾ハ天と地と海と其中の萬物を造りたまひし神あり 二五 あんち晉て其僕ダビデの口より託て何を故よ異邦人ハ喧嘩をろくの民へ徒事を謀る乎 二六地の王わ等ハ起て群伯と共に集り主および其キリストよ逆ふと云リエルの民相共よ此城に集り爾が膏沃たる聖僕イエスヨ逆へり 二七 うれ誠よヘロデとボンテナビラト異邦人およびイスリ事とを彼等ハ成るあり 二九 主よ今かれらの恐喝を見たまへ願くハ爾が手を伸て醫を施し爾の聖僕イエスの名に託て休

徴と奇跡を行えしめ爾の僕等に臆することあく爾の道を宣ふを已が物と云ふことあく凡て之を共よ有り 三三使徒たちの道を宣ふる能をもて主イエスの甦りし事を證し彼等あかりき蓋地所ある三五使徒たちの所を恩を蒙れり 三四其の中よ一人も窮乏者あかりき蓋地所ある三六使徒等ひ

の足下よ置てこれを各々の用よ從ひて分予しが故あり 三七この人田疇ありけるが其をハ家を有する者ハ其を售て其售之所の價を挈來り 三八使徒等呼れてバルナバの族にてクプロよ生しヨセフへ使徒等よ呼ばれてバルナバと稱る之を譯バ勸慰の子 三九この人田疇ありけるが其を

りき○ 二三かれら釋されて其友の所にゆき祭司の長と長老の言しことを悉く告つてその友これを見て心を合せ神よ對ひ聲を揚て曰けるハ主よ爾ハ天と地と海と其中の萬物を造りたまひし神あり 二五 あんち晉て其僕ダビデの口より託て何を故よ異邦人ハ喧嘩をろくの民へ徒事を謀る乎 二六地の王わ等ハ起て群伯と共に集り主および其キリストよ逆ふと云リエルの民相共よ此城に集り爾が膏沃たる聖僕イエスヨ逆へり 二七 うれ誠よヘロデとボンテナビラト異邦人およびイスリ事とを彼等ハ成るあり 二九 主よ今かれらの恐喝を見たまへ願くハ爾が手を伸て醫を施し爾の聖僕イエスの名に託て休

徴と奇跡を行えしめ爾の僕等に臆することあく爾の道を宣ふを已が物と云ふことあく凡て之を共よ有り 三三使徒たちの道を宣ふる能をもて主イエスの甦りし事を證し彼等あかりき蓋地所ある三五使徒たちの所を恩を蒙れり 三四其の中よ一人も窮乏者あかりき蓋地所ある三六使徒等ひ

の足下よ置てこれを各々の用よ從ひて分予しが故あり 三七この人田疇ありけるが其をハ家を有する者ハ其を售て其售之所の價を挈來り 三八使徒等呼れてバルナバの族にてクプロよ生しヨセフへ使徒等よ呼ばれてバルナバと稱る之を譯バ勸慰の子 三九この人田疇ありけるが其を

售てうの金を掣來り使徒等の足下よ置り
 第五 然るよアナニアといふ人うの妻サツピラと同よ産業を鬻ニうの價の幾分を藏し餘の幾分を掣來りて使徒等の足下よ置ぬ其妻も之を知り 三 ベテロ曰けるハアナニア
 よ何故よ爾の心サタンよ漏され聖靈よ對ひ偽て地所の價の幾分を藏モ事をせし乎 四 地所いまだ售さる時ハ爾の有
 故よ爾の心ての事を發念しや爾人よ對て偽るよ非凡神よ
 あらきや已よ售たりとも亦あんちの權よ屬るあらきや何
 對て偽れる也 五 アナニア此言をきく併て氣絶之を聞者み
 な大よ懼る 六 わかきの少者とも起て彼を殮ミ昇出して葬れり 七 約
 う三時はかり過うの妻いまだ此所遇を知りして入來れり
 甘一

ハ ベテロ彼よ曰けるハ爾曹この價よ地所を售しや我よ告
 よ 答て曰けるハ爾曹この價よ地所を售しや我よ告
 心を合せて主の靈を試るハ何ぞや視よ爾の夫を葬りし者
 の足門外よ在また爾をも昇出さん 婦直は其足下よ併て
 気たゆ少者とも入来て其死ふたるを見これを乞う
 夫の側よ葬れり 十全會の者とこれを見聞る者とも皆大よ懼て
 多の休徵と奇ある跡ハ使徒等の手よ由て民の間よ行
 者ハ敢て之よ近づかざりき然れども民ハ彼等を尊み
 それたり又かれら皆心を合せてソロモンの廊よ在
 ども信する者ますく多く主よ屬ぬ十五斯て人々病
 を携て術よいで寢牀また樹の上よ置り蓋ベテロの來
 甘一

時^{とき}の影^{かげ}は蔭^ひはるゝ者^{もの}あらんかと意^{おも}バあり
人々四方の諸邑^{むらく}より病^{やめ}る者^{もの}および惡鬼^{あくき}よ難^なされたる者^を
携^{たゞさ}てエルサレム^を來^きり悉^{ことごと}く愈^{いや}されたり^{十七}然^なるは祭司^の長^{きさ}
および彼^{かれ}と同^さなる者<sup>即ちサドカイ宗^の徒^みみふ起^はて大^きよ
憤^{いき}り十八使徒^{たち}等^を執^{とら}て獄^{ひき}よ置^ちり十九され^は然^なキも主^{おも}の使者^{つかひ}夜獄^{よるひき}の門^を
を啓^{ひら}き彼等^{かれら}を携^{たゞさ}て出^いして曰^いけるハ二十往^{ゆき}て殿^{みや}よ立^たてこの生^{いのち}命^{みや}入^{いり}
の言^{ことば}を悉^{ことごと}く民^{たみ}よ語^かれ二十一かれら之^ををきく昧爽^{よあけがさ}より殿^{みや}よ入^{いり}
教^きふ祭司^の長^および同^さ人^{ひと}とも來^きて議員^をおよびイエスラエ
ル^の子孫^の長老^お等^を悉^{ことごと}く召集^{よびあつめ}て彼等^{かれら}を曳^{ひき}來^{せん}が爲^{ため}よ下^あ
更^かを獄^{ひき}よ遣^{つかは}せり二十二その人等^{ひきたち}きたりしよ獄^{ひき}の内^{うち}よ彼等^{かれら}を見^み
キ反^{かへり}て告^{つけ}いひけるハ二十三獄^{ひき}ハ固^{かく}どぢ守^{まもる}者^をも門^の外^{ほか}よ立^{たて}るを</sup>

我^{われ}儕^{わら}ハ見^みしよ啓^{ひら}けバ内^{うち}よ一人^{ひとり}をも見^みざりき二十四
よび祭司^の長^おたち此^{このことば}言^を聞^きて此^こハ如何^{いか}成^{なり}行^{ゆく}べきかと彼^{かれ}
等^{ひだり}よ就^{つき}て心惑^{こころまど}へり二五或^{ある}人^{ひと}來^きり彼等^{かれら}に告^げけるハ視^よ爾^{なんぢら}曹^{のみや}司^{みや}殿^{みや}司^{みや}お
獄^{ひき}よ置^ちし者^ハ今^{いま}殿^{みや}よ立^たて民^{たみ}を教^すふ二六是^はよ於^おて殿^{みや}司^{みや}ハ下^あ吏^吏が
等^{ひだり}と共^{とも}よ往^{ゆき}かれらを曳^{ひき}來^{せん}きり然^{ぜん}と強暴^{あらき}ことを爲^せきりき蓋^{あわ}二七既^{すでに}よ曳^{ひき}來^{せん}りて彼^{かれ}等^{ひだり}蓋^{あわ}
石^{いし}にて民^{たみ}よ擊^うれん事を懼^{おそれ}しが故^{ゆゑ}あり二八既^{すでに}よ曳^{ひき}來^{せん}りて彼^{かれ}等^{ひだり}蓋^{あわ}
を議員^の前^{まへ}よ立^たせ祭司^の長^おこよ問^ねて曰^いけるハ二九我^{われ}儕^{わら}ハ下^あ吏^吏が
の名^なよ由^{より}て教^する勿^{なか}れと爾^{なんぢら}曹^{のみや}よ嚴^{きび}く禁^{きん}せしよ非^{あらず}や然^{なる}よ爾^{なんぢら}
曹^{のみや}ハ其^{うの}教^をエルサレム^を滿^{まつ}せ又^{また}この人の血^ちを我^{われ}儕^{わら}よ負^ひしめ
んとす二九ベテロ^と使徒^{たち}答^{こへ}て曰^いけるハ人^{ひと}よ從^{あそ}ふより神^{かみ}
よ從^{あそ}ふハ爲^なべきの事^{こと}あり^{三十}我^{われ}儕^{わら}の先祖^{かみ}の神^{かみ}ハ爾^{なんぢら}曹^{のみや}が木^木よ

新約全書　志とさやうでん第五章　自卅一至卅七節

廿四

懸て殺しき所のイエスを甦らせ給へり　神ハ之を君どし
救主として其右の方より舉これイスラエルよ悔改と罪の赦
を予んが爲あり　我儕ハ此事の證を爲者なり神おのれよ
従ふ者よ賜ふ所の聖靈も亦證を○　かの人々乙きを聞いて
甚しき怒を含ミ彼等を殺さんと謀る　三四　かの人々乙きを聞いて
衆民の中より尊はるゝ教法師ガマリエルと云る者議員の中
よたち命じて使徒等を暫く外より出さしめ　三五　いへるハイエス
ラエルの人々よ爾曹この人々につきて爲んどする事を自
ら慎むべし　三六　そハ義よチウダ起て自ら誇れり之より從へる
者わよ四百人ありしが彼ハ殺さき從ひし者ハ皆ちら
されて跡なきよ至る　三七　此人の後また戸籍調査の時ガリラ

ヤのユダ起て民を誘ひ従ひしが彼乞亡び其より従ひし者
も悉く散さきたれば也　三八　今われ爾曹よ語らん此人々を容
て之よ係る勿れ若ろの謀るところ行ふところ人より出バ
必乞亡ふべし　三九　もし神より出バ爾曹かれらを亡すこと能
せ恐くハ爾曹神よ逆ふ者となりん　四十　彼等てきよ従ひ使徒
等を召て鞭ちイエスの名より出て語ることを爲あかれと命
じて之を釋せり　四一　使徒等ひイエスの名の爲よ辱を受るよ
足者とせらきし事を喜びて議員の前を去り　四二　日々よ殿およ
び人の家よ於て教をふしイエスキリストの福音を傳て止め
さりき

ヤ人うの簽等が日々の施濟よ遺漏さきしを以てヘブル方言のユダヤ人よむかひ怨言じ事ありければ十二人の者弟子等を召集て曰けるハ我儕神の道を棄て飲食の事よ仕るハ意よ適き三是故よ兄弟よ爾曹の中より聖靈と智慧の滿たる善證ある者七人を撰ふべし我儕うれを立て此事を司らせん四而じて我儕ハ常よ祈ること道を傳ることを務むべし此言すべての人の心よ合ひければ信仰と聖靈の満たるステバノ及ビリボプロコロニカノルテモンバルメナ又ユダヤ教よ入しアンテオケのニコラを撰び六この人々を使徒等の前よ立しむ徒等たち新て其上よ手を按り○七神の道いよく傳播て弟子等の數エルサレムよ甚し

く増り祭司も多く信仰の道よ從へり○ハステバノ恩と能効よ滿て奇ある跡と大ある休徵を民の中よ行へり九時ヨリペルテンと稱る會堂およびクレ子人アレキサンデリア人キリキヤ人アジア人の諸會堂より人々起てステバノと言争ふ十彼等ステバノの智慧と之よ由て言ところの靈よ敵するこど能き十一遂よ人をして誣告しめけるハ我儕かれが言を聞しよモ一セと神を誘讉たり十二かれら民と長老學者たちの心を動させ突然きたりて彼を執へ集議所よ叟來り十三の證人を立て日せけるハ此人ハ聖所と律法を誘讉此とを語て止せ十四蓋かれ語て此ナザレのイエスハ此所を毀ち且モ一セの我儕よ授し所の例を易べしと曰るき我儕聞

たれバ也 是よ於て集議所よ坐せる者みな目を注て彼を見しよ其面天使の面の如ありき

詩七章

さて

祭司の長いひけるハ此事かくの如る乎

ニス

テバノ曰けるハ衆兄弟および父等よ聽われらの先祖アブ

ラハム未だカラニヨ住ざる前メソボタミヤヨ在しつき榮

光の神あらそれで我るんちヨ示さん所の地ヨ至れ

口かくア

布拉ハムカルダヤ人の地を出てカラニヨ住り其父の死し

詩七章

さて祭司の長いひけるハ此事かくの如る乎

ニス

テバノ曰けるハ衆兄弟および父等よ聽われらの先祖アブ

ラハム未だカラニヨ住ざる前メソボタミヤヨ在しつき榮

光の神あらそれで我るんちヨ示さん所の地ヨ至れ

口かくア

布拉ハムカルダヤ人の地を出てカラニヨ住り其父の死し

ちの親族を離れて我るんちヨ示さん所の地ヨ至れ
彼ヨ曰たまひけるハ雨の國を出なん
布拉ハムカルダヤ人の地を出てカラニヨ住り其父の死し
のち神ハ彼を彼處ヨリ今あんぢらが住むところの此地ヨ移し
給へり此地ヨ於て足を踏立るふとの地をも賜キ且か
れハ未だ子あらざりしよ此地を産業として彼と其子孫ヨ
祖を生む始祖たちヨセフを妬ミこれをエジプト賣り然され
神ハ彼と偕よ在て十すての患難の中より之を救出しあれ
ト王バロの前よ於て恩寵と智慧とを賜てエジプト及バ
ロの全家を守らせ給ふ十二の始祖を生むヤコブ
饑饉と大ある難あり我儕の先祖たちも食物を獲ことを得

賜んと約束し給へり六神如此いひ給へり彼の裔ハ他の國よ旅らん他の國の人々これを奴隸と爲て四百年の間あ
まさんセ神また云かれら其國を出この處よ於て我よ事んど
八日よ割禮を予へ給へり斯てアブラハムイサクをうそ第
祖を生む始祖たちヨセフを妬ミこれをエジプト賣り然され
神ハ彼と偕よ在て十すての患難の中より之を救出しあれ
ト王バロの前よ於て恩寵と智慧とを賜てエジプト及バ
ロの全家を守らせ給ふ十二の始祖を生むヤコブ
饑饉と大ある難あり我儕の先祖たちも食物を獲ことを得

さりき 十二 然るニヤコブエシブトニ穀物ある事を聞いて先わ
れらの先祖たちを遣す 十三 再び遣し、時ヨセフの兄弟は
識れ且 十四 ヨセフの親族バロヨ明よあれり 十五 ヨセフ人を遣し
て其父および凡の家族七十五人を召來しむ 十六 是は於てヤ
コブエシブトは下れり彼も我儕の先祖たちも死たる後
スケムニ送れアブラハムが金をもてスケムの父あるエン
モルの子孫より買おきし墓ニ葬られたり 十七 神のアブラハ
ムニ示し給へる約束の期ちかづくニ從ひて民蕃衍りてエ
シブトニ多あれり 十八 ヨセフの事を知り他ノ王起るニ至
りて十九彼あしき謀計をもて我儕の親族を待ひ我儕の先祖
たちを困苦し其嬰孩の活残ざるやう之を棄させんとせり
ジブト人を擧て其仇を報たり 二五 モーセハ我手をもて神の子孫を
顧るの心起れり 二六 四十歳ニ及て其兄弟あるイスラエルの子孫を
才能あり 二七 モーセ盡くエシブト人の學術を教られ言と行と
たり 二八 一人の冤抑らるゝ者を見て之を保護エ
彼等を救んと志給ふ事を其兄弟悟るならんと意しかば
等ハ悟りき 二九 次日かれら相鬭ふこと有ければ之は現れ
彼等を害ふ者かれを拒却て曰けるハ誰が爾を立て我儕の有
て和け曰けるハ人々よ爾曹兄弟あるよ何故相害ふや 三〇 其の如
友を害ふ者かれを拒却て曰けるハ誰が爾を立て我儕の有
司また刑官と爲しや 三一 ふんち昨日エシブト人を殺し、如

さりき 十二 然るニヤコブエシブトニ穀物ある事を聞いて先わ
れらの先祖たちを遣す 十三 再び遣し、時ヨセフの兄弟は
識れ且 十四 ヨセフの親族バロヨ明よあれり 十五 ヨセフ人を遣し
て其父および凡の家族七十五人を召來しむ 十六 是は於てヤ
コブエシブトは下れり彼も我儕の先祖たちも死たる後
スケムニ送れアブラハムが金をもてスケムの父あるエン
モルの子孫より買おきし墓ニ葬られたり 十七 神のア布拉ハ
ムニ示し給へる約束の期ちかづくニ從ひて民蕃衍りてエ
シブトニ多あれり 十八 ヨセフの事を知り他ノ王起るニ至
りて十九彼あしき謀計をもて我儕の親族を待ひ我儕の先祖
たちを困苦し其婴孩の活残ざるやう之を棄させんとせり
ジブト人を擧て其仇を報たり 二五 モーセハ我手をもて神の子孫を
顧るの心起れり 二六 四十歳ニ及て其兄弟あるイスラエルの子孫を
才能あり 二七 モーセ盡くエシブト人の學術を教られ言と行と
たり 二八 一人の冤抑らるゝ者を見て之を保護エ
彼等を救んと志給ふ事を其兄弟悟るならんと意しかば
等ハ悟りき 二九 次日かれら相鬭ふこと有ければ之は現れ
彼等を害ふ者かれを拒却て曰けるハ誰が爾を立て我儕の有
て和け曰けるハ人々よ爾曹兄弟あるよ何故相害ふや 三〇 其の如
友を害ふ者かれを拒却て曰けるハ誰が爾を立て我儕の有
司また刑官と爲しや 三一 ふんち昨日エシブト人を殺し、如

また我をも殺さんと爲かモ一セ此言より逃てミデア
ンの地よ旅人とあり彼處よ於て二人の子を生り既よ四十
九年を過し時シナイ山の野よ於て主の使者棘の中の火燐
の間にモ一セよ現る三モ一セ之を見て奇ミ諦視んとし
て近れるとき主の聲あり云く三モ一セ我ハ爾の列祖の神をふと
ちアブラハムの神イサクの神ヤコブの神ありモ一セ畏怖
き敢て諦視ざりき三主また彼よ曰給ひけるハ爾の足の履く
わが民の苦難を見かつ其嘆息を聞これを救んが爲よ降れ
り來れ我あんちをエシブトへ遣さんと三五夫かれらが拒て
誰か爾を立て有司また刑官と爲し乎と云し此モ一セを神
預言者を爾曹の爲よ起し給ふ可と言しハ即ち此モ一セア
ルの子孫よ語て神ハ爾曹の兄弟の中より我おとき一人の
給へりこの人エシブトおよび紅海また四十年の間野よ
於て奇跡と休徵を行ひて彼等を導き出せり三七イスラエ
り彼の先祖等と偕よ在シナイ山にて已よ語れる所の天使ま
た我儕の先祖たちハ順ふことを欲反て
之を御け其心すでよエシブトよ返り四十アロンよ曰けるハ
し者なり此人よ我儕の先祖たちは順ふことを欲反て
た我儕の先祖等と偕よ在シナイ山にて我儕よ授んがため生る道を受
之を御け其心すでよエシブトよ返り四十アロンよ曰けるハ
の地より導き出じく彼モ一セハ如何ありしか知されば也

の時までよ我儕の先祖たちの前より神の逐驅ひ給し所の者あり。四六ダビデ神の前よ恩を蒙てヤコブの神の爲よ居所を設んと欲たれど。四七ソロモン神の爲よ殿を建たり。四八おれ爾曹も行ふり。五二爾曹の先祖等ハ聖靈よ逆ひ其先祖ケたちの如く爾曹も行ふり。五三爾曹の先祖等ハ孰の預言者を云ふ。五三爾曹が奢迫し彼等ハ義者の來んことを預め語し者を殺し。

爾曹は今うの義者を解し且これを殺す者となれり。四九ナハ我ためよ如何なる屋を建んと爲か又わが息む所ハ何と處なる乎や。五十我が手ハ此凡の物を造らざりし乎や。五一強項よして心と耳よ割禮を受ける者よ爾曹常よ聖靈よ逆ひ其先祖ケたちの如く爾曹も行ふり。五二爾曹の先祖等ハ孰の預言者を云ふ。五三爾曹は喜べり是よ於て神ハ彼等を顧みせして其天の軍勢を祭るよ任せ給へり即ち預言者の書よイスラエルの族よ爾曹ハ四十年のあひだ野よ於て犠牲と祭物を我よ獻しや。四三また爾曹ハモロクの幕屋およびレバンといふ神よ象れる星すふそち爾曹が拜する爲よ造れる所の像を携へたり我あんぢらをバビロンの外へ徒んど鎌されたり。四四我儕の先祖たちハ野にて證の幕屋を有り此ハモーセよ語れる者かれよ對て已よ見し所の式よ遵ひて造きと命せし如く造れる者ふり。四五我儕の先祖たち此幕屋を承てヨシュアと偕よ異邦人の地を攻取し時これを携入り此異邦人ハダビデ

四一厥時かれら犠を造うの像よ犠牲を獻け己の手の所作を喜べり。四二是よ於て神ハ彼等を顧みせして其天の軍勢を祭るよ任せ給へり即ち預言者の書よイスラエルの族よ爾曹ハ四十年のあひだ野よ於て犠牲と祭物を我よ獻しや。四三また爾曹ハモロクの幕屋およびレバンといふ神よ象れる星すふそち爾曹が拜する爲よ造れる所の像を携へたり我あんぢらをバビロンの外へ徒んど鎌されたり。四四我儕の先祖たちハ野にて證の幕屋を有り此ハモーセよ語れる者かれよ對て已よ見し所の式よ遵ひて造きと命せし如く造れる者かれよ對て已よ見し所の式よ遵ひて造きと命せし如く造れる者ふり。四五我儕の先祖たち此幕屋を承てヨシュアと偕よ異邦人の地を攻取し時これを携入り此異邦人ハダビデ

ハ天の使者よ由て律法を受あほ之を守ざる也○
 れらの言を聞いて大よ憤り切歎しつゝステバノに向へり
 然よステバノハ聖靈よ満され天を仰て神の榮光と其右よ
 イエスの立るを見て曰けるハ五十六視よ我天ひらけて神の右よ
 ュ人の子の立るを見る五十七是よ於て彼等大よ呼び耳を掩ひ心
 を合せてステバノの所よ驅より五十八彼を邑より逐出し石を
 もて之をうつ證人等おのゝ衣服をサウロと云る少年
 の足下よ置り五十九彼等が石を以てステバノを擊る時かれ
 て曰けるハ主イエスよ我靈魂を納たまへ六十また跪き大聲
 よ呼びひけるハ主よ此罪を彼等よ負しむる勿れ此言をい
 ひ畢て寢よ就サウロ彼の殺さきしを好とせり

第八章此日エルサレムよ在ところの教會を大よ窘迫こと
 起り使徒等の外ハ皆ユダヤとサマリアの地よ散されたり
 ニ敬虔ある人々ステバノを葬り之が爲よ大なる哭泣をあ
 せりミサウロハ教會を残害して此處彼處の家よいり男女
 を曳出して之を獄よ付せり五多の人々ピリボハサマリアの邑よ下て
 雉く往て福音を宣傳たり四是よ於て散されたる者とも
 キリストの事を彼等よ示す六ちほくひぐくビリボが行へる奇
 ある跡を見聞して心を同うし謹て其語れる言を聽りセ
 ハ汚たる鬼大よ喊叫て其憑る所の多くの人より出また癱瘓
 および跛者の人も多く愈されたれバ也之よ因て此邑よ
 大ある喜ありき九爰よシモンと云る素魔術を行ひサマリ

アリの民を駭かしゝ者あり 小より大よ至るまで皆謹て彼
よ聽てこの人ハ神の大ある能ありと曰り 十二彼等の謹て之よ
きけ聽るハ久く其魔術よ駭かさきたるが故あり 十三然れども彼
等神のかみの國およびイエスキリストの名よつきて福音を宣る
ビリボを信せしかバ男女ともバブテスマを受シモンも
亦信じてバブテスマをうけ常ヨビリボと偕ヨ在て彼が行
使徒等サマリア已ヨ神の道を受たりと聞いてベテロとヨハ
ふ所の奇ある跡と休徵を見て駭けり 十四エルサレムよくる
子を彼處よ遣す十五この二人の者くだりて彼等が聖靈を受
ん爲ヨ祈れり十六蓋かれら唯主イエスの名よ入られバブテ
スマを受し耳にて未だ其一人にも聖靈下さりしヨ因モ十七
シモン答て曰けるハ爾曹が語れるところ一も我よ及ば
るやう我爲ヨ主ヨ祈れ 二五かれら主の道を證し且これ語
し後エルサレムへ返往ときサマリア人の諸邑よ福音を傳

の時二人の者手を彼等の上よ按けれバ彼等聖靈を受たり
十八使徒たちの手を按るよ因て聖靈を予られしき見てシモ
ン金を携來り彼等ヨ曰けるハ十九我手を按ところの者も凡
て聖靈を受ん爲ヨ此權を我よも予ヨ二十ペテロ彼ヨ曰ける
ハ雨の金ハ雨と偕ヨ亡よ爾ハ神の賜を金よて得んと意り
三なんちこの事よ於て分ふく又與あし蓋ふんちの心神の前ヨ
ハ赦れん 二三我爾が贖の苦よをり不義の繫よ在を見れバ也
正からき 二四故ヨ雨この惡を悔改め神よ祈れ爾の心の念或
ハシモン答て曰けるハ爾曹が語れるところ一も我よ及ば
るやう我爲ヨ主ヨ祈れ 二五かれら主の道を證し且これ語
し後エルサレムへ返往ときサマリア人の諸邑よ福音を傳

たり○ 二六 主の使者ビリボよ語て曰けるハ起て南の方より
 ひエルサレムよりガザ二七 は下る所の路二八 は往うの路ハ野あり
 二九 カンダケの大臣二九 ある寺人にて凡て其女王の財寶を司る
 者禮拜の爲エルサレム三〇 は來し二九 うの返あるが車の中三一 は坐さ
 わ三二 し預言者イザヤの書を讀をれり二九 みきま
 王三三 て此車三四 は就三五 ビリボ趨三六 よりて彼が預言者イザヤの書を讀む
 も三七 ひけるハ若われ三八 を啓く者三九 ふくば如何三一 で曉ることを得んや
 遂三九 は左の如し彼ハ羊三九 の屠場三九 は宰る三九 く如く宰れ又羔の其毛三九
 や三九 居じとき義判三九 を奪れたり誰か能うの世の状三九 を述得ん
 ひけるハ請われ三九 示せ預言者ハ誰三九 を指て之三九 を語じや自己三九
 を指じか他人三九 を指三九 三五三九 ビリボ口三九 をひらき此錄三九 されたる
 所三九 は基きてイエスの福音三九 を彼三九 宣傳三九 斯て二人の者路三九
 をゆき水三九 ある所三九 は至けれバ寺人三九 いひけるハ水三九 を見よ我三九
 プテスマ三九 を受ん三九 何の礙三九 か有三九 ビリボ曰三九 けん三九 われ
 し全心三九 をもて信せば可らん彼三九 へて曰けるハ我三九 イエス
 キリスト三九 へ神の子ありと信せ三九 遂三九 命じて車三九 を止三九 ジめビ
 リボと寺人の二人水三九 下りビリボバプテスマ三九 を彼三九 施せ

三九

かれら水より上れるとき主の靈ビリボを引去る寺人
また彼を見ことを得ざりき寺人喜びて其路を往り四十さて
シドバにてビリボよ遇る者あり彼すべての邑郷を経て福
音を宣傳へカイザリヤよ至れり

第九

サウロハ猶も児言と殺氣を吐て主の弟子等をせめ
祭司の長よ往てニダマスコの諸會堂よ寄る書を求む彼ハ
此道よ從へる者を見バ男女よかくそらを捕て之をエルサ
レムよ曳んと意り三彼ゆきてダマスコよ近けるとき忽ち
天より光ひかりありて彼を環照せり四かれ地よ仆る其時サウロ
サウロ何ゆゑ我を窘迫やといふ聲を聞り五サウロ曰ける
ハ主よ爾ハ誰ぞ主いひ給けるハ我あんちが窘迫どころの

イエスあり爾刺ある鞭を蹴ハ難し六かれ戰き駭きて曰け
るハ主よ我よ何を行ひめんと爲給ふや主かきよ曰けるハ
起きて邑よ入さらば爾行べき事を示さるべし七彼と偕よ往
りきハサウロ地より起て眼を啓たるは何も見ざりけバ
伴へる人等の手を援てダマスコよ入ぬ九かれ三日の間
みえキ又飲食をも爲ざりき十斯てダマスコよアナニアと
云る一人の弟子あり主幻の如く彼よ曰給ひけるハアナニア
アよ答けるハ主われ此よ在アリ十一主いひ給ひけるハアナニアと
云る街よ往ユダの家よ至てタルソの人サウロといふ者を
尋よ彼ハ祈て居十二且アナニアといふ人きたりて見ことを

得させんがため手を其上より按じて幻よ見たれバ也
ニア答けるハ主よ我この人よつきて多の人の語れるを聞
じよ彼がエルサレムにて爾の聖徒を苦しと如何ばかり
ぞ乎十四且この處よても彼ハ凡て爾の名を顙者を捕んとて
彼ハ異邦人および王とイスラエルの子孫の前よ我名を擔
じめん爲よ我選じ器あり彼ハ我名の爲よ如何ばかりの
苦難を受るか我これを彼より示さん此よ於てアナニア往
て其家より手を彼の上より按て曰けるハ兄弟サウロよ爾
の來れる路にて現れし所の主イエス爾が再び見ことを得
かつ聖靈よ滿されん爲よ我を遣せり忽ち彼の眼より鱗
來じも之を捕て祭司の長よ曳んとするよ非キヤ然ども
マスコはある弟子等と交り直よ會堂よ於てイエスの事
き宣て即ち此ハ神の子ありと言ふ聞者みふ駭異て曰ける
ハ此人ハエルサレムよ於て此名を顙者を残害じ且こゝ
サウロハ益々堅固じて此イエスハキリストありと證をあ
ひダマスコにくる所のユダヤ人サウロを辯折たり既よ多の日ひ
を歷て後ユダヤ人サウロを殺さんと謀じが二四その計謀つ
ひよサウロよ知る彼等ハ夜も晝も邑の門を守て之を殺さ
んとせじよ二五よる弟子たち筐をもてサウロを石牆より縋下ろ

得せんがため手を其上より按じて幻よ見たれバ也ニア
ニア答けるハ主よ我この人よつきて多の人の語れるを聞
じよ彼がエルサレムにて爾の聖徒を苦しと如何ばかり
ぞ乎十四且この處よても彼ハ凡て爾の名を顙者を捕んとて
彼ハ異邦人および王とイスラエルの子孫の前よ我名を擔
じめん爲よ我選じ器あり彼ハ我名の爲よ如何ばかりの
苦難を受るか我これを彼より示さん此よ於てアナニア往
て其家より手を彼の上より按て曰けるハ兄弟サウロよ爾
の來れる路にて現れし所の主イエス爾が再び見ことを得
かつ聖靈よ滿されん爲よ我を遣せり忽ち彼の眼より鱗
の如きをの脱て再び見ことを得をあそち起てバブテスマ
を受十九彼すでよ食じて強健たり斯てサウロハ數日の間ダ
マスコは此人ハエルサレムよ於て此名を顙者を残害じ且こゝ
サウロハ益々堅固じて此イエスハキリストありと證をあ
ひダマスコにくる所のユダヤ人サウロを辯折たり既よ多の日ひ
を歷て後ユダヤ人サウロを殺さんと謀じが二四その計謀つ
ひよサウロよ知る彼等ハ夜も晝も邑の門を守て之を殺さ
んとせじよ二五よる弟子たち筐をもてサウロを石牆より縋下ろ

せり 二六 サウロハエルサレムよ至て弟子たちよ列らんと爲たりじよ皆かれが弟子たることを信せきじて之を懼る
 バルナバ彼を援て使徒たちの所よ至り其途中にて主を見じこと又主の彼よ語り給ひじこと及ダマスコよ在て憚らセイエスの名よ由て語じことを告たり 二七 二八 彼エルサレムよ在て憚ら在て弟子たちと偕よ往來じ 二九 主イエスの名よ由て憚ら語かつギリシャ方言のユダヤ人と辯論へり彼等サウロを殺さんと圖る 三十 然そ兄弟たち之を曉り彼をカイザリヤまで送りてタルソよ往じめたり 三一 是よ於てユダヤガリヤ及び 三二 サマリア中の教會ハ平安よ且成立て主を畏れ事を行ひ聖靈の勸よ因て其數いや増れり○ 三三 僕ペテロ遍く諸方の

地を経てルツダよ住る聖徒の所よ至り 三三 うの處にて一人の癱瘋を患ひ八年のあひだ床よ臥るアイ子アと名る者よ遇す起て爾みづから床を治よ彼たゞちよ起 三五 ヨツバヨウ女の弟よ住る凡の人これを見て主よ歸せど○ 三六 ヨツバヨウ女の弟子ありタビタと名く譯パドル力ス彼ハ多の善事と施濟を行へる者ありじが 三七 うのころ病て死たるより其屍を洗て樓に置り 三八 ヨツバハルツダに近き故に弟子たちベテロの彼處に在ことをきく二人の者を遣じて我儕に來ることを遅する勿れと謂じむ 三九 ベテロ起て彼等と偕にゆき既に至けれ世人々かれを引て樓に登る凡の寡婦たちペテロの側

足の獸昆蟲および空の鳥あり
ハベテロよ起て之を殺し食せよ
ハベテロ答けるハ主よ可
らじ我いまだ穢たる物と潔からざる物を食せし事あじ
聲ふたび有て彼よ曰けるハ神の潔たる物を爾潔からせ
と爲ふかれ此の如き
たり○十七斯てベテロ其見し所の異象ハ如何なる意ふらん
と疑ひ在し時コル子リヲより遣されたる人等すてヨシモ
ンの家を訪て門の前よ立ち呼てベテロと稱シモハ此よ
宿れるや否と問十九ベテロ猶ろの異象の事を思きりじよ靈か
れよ曰けるハ視よ三人の者なんちを尋ね二千起て下り疑を
きして彼等と偕ゆけ我これを遣じ也二ペテロ下て其の

人たちは日けるハ我ハ爾曹が尋る所の者なり爾曹如何ふ
る故ありて来るや云彼等いひけるハ百夫の長なるコル子
リヲと云る義かつ神を敬ひ凡のユダヤ人の中よ尊はる
者ふんちき其家よ召て爾の言を聽と聖使よ示さきたり
是よ於てベテロ彼等を召入て館じめ次日ベテロ彼等と偕
よ出立けるがヨツバの兄弟たちも亦かれよ伴へり云
かれらカイザリヤよ入るコル子リヲハ既よ其親族およ
親き友等を召集て之を待居たり云ベテロの入來きる時コ
ル子リヲ彼を迎へ其足下よ伏て拜り云ベテロ之を扶起し
曰けるハ起よ我も人あり云斯て偕よ語つゝ内よ入て多の
人の集見るを見云彼等よ曰けるハユダヤ人の異邦人と交

り又近く事の律と合するハ爾曹の知ところ也さき神ハ
何の人をも穢たる者あるひハ潔からざる者といふ勿と我
より示し給へり是故よ我請らるゝや直よ猶豫せして来る
日我なんぢらよ問われを請しハ何の爲ある乎
よ在て祈禱をりしよ我斷食して此時刻よ至れり三時おろ家
け記置れたり然バ人をヨツバへ遣しベテロと稱シモンを
召かきハ海邊よある皮工シモンの家よ寓きり彼たりて
爾よ語るべしと是故よ我たゞちよ人を爾よ遣せり爾の
來れるハ善われら神の爾よ命じ給へる一切の言を聽んと
宣しハブテスマの後ガリラヤより始りユダヤ中よ有し事
のイエスキリストよ由て平和を宣イエラエルの子孫よ予
たまひし所あり此イエスハ萬物の主たる也夫ヨハ子の
とよ神ハ偏らざる者よして何の國民にても神を敬ひ義
を行ふ者ハ其聖旨よ適と云ことを悟るうの道ハ即ち神
の宣へ爾曹が知とて即ち此ナザレより始りユダヤ中よ有し事
より聖靈と才能を以て膏を沃がれ周遊て善事を行ひ凡
て今神の前よ在あり○ペテロ口を啓て曰けるハ我ま
き行ふ者ハ其聖旨よ適と云ことを悟るうの道ハ即ち神
の宣へ爾曹が知とて即ち此ナザレより始りユダヤ中よ有し事
て惡魔よ憑たる者を愈せり蓋神かれど偕ふりしよ因る
の事を證する者ありユダヤ人の地およびエルサレムよ
の事を證する者ありユダヤ人ハ此人を本よ懸て殺せり
偕ハ彼がユダヤ人の地およびエルサレムよ於て行ひし凡

て今神の前よ在あり○ペテロ口を啓て曰けるハ我ま
き行ふ者ハ其聖旨よ適と云ことを悟るうの道ハ即ち神
のイエスキリストよ由て平和を宣イエラエルの子孫よ予
たまひし所あり此イエスハ萬物の主たる也夫ヨハ子の
宣しハブテスマの後ガリラヤより始りユダヤ中よ有し事
のイエスキリストよ由て平和を宣イエラエルの子孫よ予
たまひし所あり此イエスハ萬物の主たる也夫ヨハ子の
とよ神ハ偏らざる者よして何の國民にても神を敬ひ義
を行ふ者ハ其聖旨よ適と云ことを悟るうの道ハ即ち神
の宣へ爾曹が知とて即ち此ナザレより始りユダヤ中よ有し事
より聖靈と才能を以て膏を沃がれ周遊て善事を行ひ凡
て今神の前よ在あり○ペテロ口を啓て曰けるハ我ま
き行ふ者ハ其聖旨よ適と云ことを悟るうの道ハ即ち神
の宣へ爾曹が知とて即ち此ナザレより始りユダヤ中よ有し事
て惡魔よ憑たる者を愈せり蓋神かれど偕ふりしよ因る
の事を證する者ありユダヤ人の地およびエルサレムよ
の事を證する者ありユダヤ人ハ此人を本よ懸て殺せり
偕ハ彼がユダヤ人の地およびエルサレムよ於て行ひし凡

神ハ第三日より之を甦らせ衆の民にハ顯さで
し我儕よのミ顯し給へりかつ彼ハ其生者と死者の審判
人よ神より定られし事を我儕よ證して民よ宣よと命じた
凡の預言者も凡そ彼を信する者ハ其名よ由て罪の赦
りし割禮ある信者等ハ聖靈の賜の異邦人にまで注ける事
よ道を聽ところの凡の者よ聖靈降れりペテロと偕よ來
を駁きぬうハ異なる邦々の方言にて彼等が語れると神を
既よ聖靈を受たる此人々よ孰か水を禁じてバブテスマを
を讀るとを聞たれば也此時ペテロ答くるハ我儕の如く
を受べしと彼よつきて證せりペテロこの言を語れる間
りし割禮ある信者等ハ聖靈の賜の異邦人にまで注ける事
四一 唯うの預め
四二 かれ
四三 かれ
四四 ベテロ
四五 べテロ
四五 べテロ
四六 あがむ
四七 なり
四八 たまもの
四九 あひだ

受さらしむる者あらん乎遂よ主の名よ由てバブテスマ
を受べき事を彼等よ命是よ於て彼等ペテロは數日留ら
んことを請へり

第十一章

使徒等およびユダヤ中よ在

ところの兄弟すでよ

異邦人も神の道を受たりと聞ニペテロエルサレムよ上し
とき割禮ある者とも彼と争ひ三曰けるハ爾ハ割禮あき人
の家よ入て彼等と同よ食せり四曰けるハ爾ハ割禮あき人
第よ語て彼等よ顯し曰けるハ我ヨツバの邑よ在て祈れる
とき氣を喪へる心地して天より四角を繋たる大ふる布の
如き器の下るを見たるよ其器わが前よ著り六われ目を注め
て熟々之を視バ中よ地の四足の毛のと野獸昆蟲および空

しめたり 五
 神よ祈る 六
 鍵よ繋れて 七
 獄を守れり 八
 二人の兵卒の間よ睡り守者ハ門の前よ在て其の
 ベテロハ如此獄よ守られ教會ハ之が爲よ懇切
 ヘロデ彼を曳出さんとする前夜ベテロハ二の
 の使者ベテロの脇を拊て之を醒し速かよ起よと曰しよ鍼
 うの手より脱たり使者かれよ日けるハ爾の袍を身よ纏
 納よベテロうの如せり天使また日けるハ爾の袍を身よ纏
 て我よ從へ 九
 即ち出て之よ從ひしが其使者の爲てこの
 真實あるを知き異象ならんと意ふ 十
 を過て城邑よ入ところの鐵門よ至しよ其門おのづから彼よ
 等の爲めよ啓く即ち出て一の衢を行とき其使者忽ち彼よ
 ベテロ出て之よ從ひしが其使者の爲てこの
 納よベテロうの如せり天使また日けるハ爾の袍を身よ纏
 て我よ從へ 九
 即ち出て之よ從ひしが其使者の爲てこの
 真實あるを知き異象ならんと意ふ 十
 を過て城邑よ入ところの鐵門よ至しよ其門おのづから彼よ
 等の爲めよ啓く即ち出て一の衢を行とき其使者忽ち彼よ

て我よかたり始しどき聖靈をじめよ我儕よ降し如く彼等に
 も降れり 十六 其時われ主の曰たまへるヨハ子ハ水を以てバ
 プテスマを施たきとも爾曹ハ聖靈よ由てパブテスマを受け
 んとの言を憶起せり 十七 既よ神ハ主イエスキリストを信す
 る所の我儕よ賜し如おあじ賜物を彼等よ予たまへば我いか
 く惟神を崇いひけるハ實よ然らん異邦人の生を得ん爲ふ
 で神よ逆ふことを得んや 十八 彼等の事を聞いて答ふる所ふ
 艰よ因て散されたる人々旅してベニケクプロ及アンテオ
 ケよ至しが惟ユダヤ人よのミ道を語るニ彼等の中よクブ
 ロクレ子の人々ありてアンテオケよ來り主イエスの福音

の鳥ありき 且われよベテロよ起て之を殺し食すべし
 曰る聲を聞りハ我いひけるハ主よ可らじ穢たる物と潔か
 らざる物ハ未だ我口よ入しことふし 聲また天より我よ
 答て神の潔たる物を兩潔からむと爲ふかれと曰此の如き
 きこと三次つひよ各物ふたび天よ引上られたり 其の時
 よ當てカイザリヤより我よ遣せる三人の者わが居どころ
 の家の前よ立りまた靈われよ疑そむして彼等と偕よ往
 べしと曰り且この六人の兄弟も我と伴ひ往て其人の家よ
 入ぬ十三かれ我儕よつら天の使者の我家よ立われよ向て人
 をヨツバへ遣しベテロと稱シモンを迎よ 古のひとあんち及
 び爾の家族の救そるべき言を告んと曰るを見たりと
 斯事を行ふ即ちバルナバとサウロの手よ托して之を長老
 よ送れり

第十一章 番號當時ヘロデ王教會の中の數人を困苦さんとて彼
 等を執ふニかつ刃をもてヨハ子の兄弟ヤコブを殺せり
 此事のユダヤ人の意よ適るを見て彼またベテロをも執ふ
 節ののち民の前よ曳出さんと欲ひ十六人の兵卒よ之を守
 此時ハ除酵節の日ありき既よ彼を執て獄よいれ逾越
 節のとき此のユダヤ人の意よ適るを見て彼またベテロをも執ふ
 等を執ふニかつ刃をもてヨハ子の兄弟ヤコブを殺せり
 飢饉あられど其こと果してクラウデヲカイザルの時よ起た
 り二元是よ於て弟子たち各人うの力量よ從ひてユダヤよ住
 る所の兄弟を濟ん爲よ彼等よ物を餽んことを定め三十
 斯事を行ふ即ちバルナバとサウロの手よ托して之を長老
 よ送れり

新約全書　志どぎやうでん第十一章　自廿一至廿八節

五十八

近宣てギリシヤ人にも語れり　主の手これと偕よあり多
の人信じて主よ歸せり　彼等よ就て其聞えエルサレムよ
在ところの教會の耳よ入しかば遂よバルナバを遣してア
ンテオケよ至しも　彼すでよ至り神の恩を見て喜び彼等
よ心を堅し主よ屬んことを勸たり　蓋かれハ善人よて聖
靈と信仰の満る者あれバあり是よ於て數多の人社よ加り
ぬ　偕バルナバハサウロを尋んためよタルソよ赴き　彼
よ遇て之をアンテオケよ携來れり斯て彼等一年の間とも
よ教會よ集りて衆の民を教ふ弟子たちのキリストアンと稱
らきしハアンテオケより始れり　モ　このころ數人の預言者
エルサレムよりアンテオケよ来る　二　うの中の一人アガボ

り離たり　ベテロ僭て曰けるハ我いま誠よ知る主うの使
者を遣してヘロデの手および凡てユダヤ人の願望より我
を擡出しあじ事を十二か月悟て後ヨハ子名をマコといふ人
の母あるマリアの家よ至しよ多の人こゝよ集りて祈ねた
り十三ペテロが門の戸を叩ける時ローダと名る下婢きたり
て之を窺ひしが十四ペテロの聲ふるを知けれバ喜よ堪き門
をも啓きして趨入ペテロの門の前よ立つことを告十五かれら
に外よ曰けるハ爾狂り然くも女力言て我言ハ違むと曰か
れら又いひけるハ蓋ペテロを守る天の使者あり十六ペテロ
ふほ門を叩て止さりしかば彼等門を啓きペテロを見て駭
けり十七ペテロ手を搖して彼等の聲を鎮しめ主の已を獄よ

り引出し給し事の狀を告また此事をヤコブ及び兄弟たち
ユ示せといひ遂よ出て他の處へ往り十八天明より及し時ベテ
ロハ如何なりし乎と兵卒どもの中にて其騒擾容易あらざ
リき十九ヘロデペテロを索れとも見出さず遂よ守卒を審問
て彼等よ死罪を命ぜ斯てヘロデハユダヤよりカイザリヤ
よ下て止きり〇二十ヘロデツロとシドンの者よ對て甚しく
怒を懷けきバ彼等心を合せて其所よ來り内侍の臣ラス
トヨ親睦をあし之よ託て平和を求む蓋かれらの國ハ王の
國よ頼て糧食を獲バあり二十一ヘロデその定たる日よ於て王
服を著その位よ坐し彼等よ對て語れり二十二民聲を揚いひけ
るハ此ハ神の聲あり人の聲よ非キ二十三ヘロデ榮を神よ歸せ

ざるより主の使者たゞちよ彼を擊しかば彼ハ蟲の爲よ
噬れて氣絶ゆ二十四さて神の道ハ益々廣りバルナバ及びサウ
ロハ其職を成畢りてマコと名るヨハ子を携ひてエルサレ
ムより返れり

第二十二章 アンテオケの教會よ數人の預言者と教師あり即
ちバルナバ及びニグルと稱るミシメラン又クレ子のルキヲ
及び分封の王ヘロデの乳兄弟マナエン及サウロありニカ
れら主よ事て斷食あせるとき聖靈いひけるハ我ためよハ
ルナバとサウロを甄別ちて我からよ命せし所の事を行
て之を往しむ是よ於て断食し祈禱をあし手を二人の上よ按
て之を往しむ如此この二人ハ聖靈よ遣されてセルキア

ヨ下り彼處より舟出してクブロよ赴けり 五 彼等サラミス
 よつきユダヤ人の諸會堂よおいて神の言を宣またヨハ子
 を用おて其帮助となせり 六 斯て彼等島の中を経てバポス
 よ至じとき偽預言者パリエスと名るトタルをあすユダヤ
 人よ遇セこの人ハ國の方伯セルギヲバウロといふ智人と
 偕もあり時よ方伯バルナバとサウロを召て神の道を聽ん
 ことあるは然るよ彼のト者エルマス(此名を譯バト者)二
 人の者よ敵ひ方伯をして信まること勿しめんとせり 九 サ
 ヴロ一名ハバウロ聖靈よ満さき目を注て彼を視曰ける
 ハ噫すべての詭謠と奸惡にて盈るもの惡魔の子をべての
 義ことの敵よ爾主の直ある道を枉て止さる乎十二 視よ主の

手いま爾の上よ在ふんち磐となり暫く日を見ざるべし即
 ち彼の目矇暗みて己を相せん者を求さまよへり 十二 是よ於
 て伯方この所爲を見て主の教を駁き之を信せり ○ 十三 バウ
 ロ及うの従人バボスより舟出してバムフリアのベルゲよ
 至り此處にてヨハ子ハ彼等よ別てエルサレムよ歸り 十四 彼
 等ハ此より旅してピシニアのアンテヲケよ至り安息日よ
 會堂よ入て坐しぬ 十五 律法と預言者の書を讀畢りしのち會
 堂の宰たち人を以て彼等よ曰せけるハ人々兄弟よ若民よ
 勸ること有バ言 十六 バウロ起て手を搖し曰けるハイスラエ
 ルの人々および神を敬ふ者よ爾曹聽べし 十七 此イスラエル
 の民の神ハ我儕の先祖たちを選び其民のエジプトの地よ

旅をりし時これを育かつ勁手を以て彼等を彼處より導き出しある約四十年のあひだ野よて之を撫養ひ十九又力ナンの地の七族の民を滅し其地を彼等よ嗣しめ二十のち後およ四百五十年のあひだ即ち預言者サムエルの時まで之よ審士を與たまへり三厥の後かれら王を求ければ四十年の間ペニヤミンの支派キスの子サウロを賜ふ三のちまた彼を徙しダビデを立て彼等の王となじ且これが爲ゆ證して曰たまひケルハ我エツサイの子ダビデと云る我心よ合ふ人を得たり彼ハ凡て我旨を行遂べし三神ハ其約束よ從ひて斯人のよヨハ子先イエスをイスラエルよ興し給り二四の来る前まへリ彼ハ凡の民よ悔改のバブテスマを宣

傳たり一五ヨハ子の職を行ひし時いひけるハ爾曹われを誰と意ふや我ハ其人よ非我より後よ來者あり我ハ其足の履を解にも足さる者なり二六人々兄弟アブラハムの子孫へり二モ夫エルサレムよ往る者および其有司たちハキリストトを知せ彼を罪よ定て安息日おどよ讀ところの預言者のことを成しめたり元已よ彼よ就て墓よ置り然ども神ハ之を殺さんことを求めかつ殺すべき故を得ざれともピラトよ之を成しめられバ之を木より下して墓よ置れたる凡の言ことを死より甦らせ給り三多日の間かれハガリラヤより己よ偕よエルサレムよ上し者よ現れたり今かれの爲よ證を

民とする者ハ其人々なり。我儕も嘉の音を爾曹よつゝ神ハイエスを甦らせて先祖等よ立たまひし約束を其子孫たる我儕よ成たまへり。即ち詩の第二篇よ爾ハ我子なり我今日なんちを生りと錄されたるが如し。また朽壊よ歸せざる様よ彼を死より甦らする事よ就てハ左の如く言り云はれダビデよ約束せし所の賴むべき恵を爾曹よ予ふ可と三五是故よ又ほかの篇よ爾ハ其聖者を朽果しめしと云り夫ダビデハ神の旨よ遵ひ其世の爲よ勞苦しのち寢て先祖たちと偕よ置れ遂よ朽果たり。然きも神の甦らせ給し者ハ朽果きりき。爾曹モ一セの律法よ依て義と爲るくことよ傳れるを知。爾曹モ一セの律法よ依て義と爲るくこと。

能さる凡の罪も信せる者ハ皆かきよ由て赦され義とせらるゝ也。然ば爾曹慎よ恐くハ預言者の書よ言れたる事なんちらよ臨ん曰く藐忽者よ視て駭き且亡よ蓋われ爾曹の日よ一の事を行そん人これを爾曹よ告るとも爾曹信せざる可れバ也。○かれら會堂を出んとせしどき次の安息日よ復この事を宣よと請れたり。會すでよ散じて多のユダヤ人および其教よ入し神を散ふ人々バウロとバルナバを勸む。次の一安息日よ至り邑の人々神の道を聽んとて幾よ満せて争辯かつ詬りバウロが言ところを拒めり。バウロ從へりバウロナルナバ彼等よ語て恒よ神の恩よ居ん事よ皆集まれり。うの多く集くるを見てユダヤ人嫉妒を心

口とバルナバ毅然して曰けるハ夫神の道ハ必達先爾曹よ告べきなり然ども爾曹ハ之を棄かつ已ハ永生を受べき者よ非キと自ら定たれバ我儕轉て異邦人よ向ふべし蓋主かく我儕よ命じ給へり曰く爾救となりて地の極よまで及ほん爲よ我なんぢを立て異邦人の光となせり四八異邦人ハ之をきく喜びて主の道を讚美すべて永生よ定られたる者ハ信せり是よ於て主の道あまねく此地よ廣りは然るヨユダヤ人神を敬ふ貴婦等および邑の尊長たる人々の心を動させバウロとバルナバを窘迫その境より逐出せり五二二人ハ彼等よ對ひ足の塵を打拂ひてイコニオムよ至れり五三斯て弟子等ハ大よ喜樂を懷かつ聖靈よ盈されたり

第十四章二人の者イコニオムよ於て共よユダヤ人の會堂よ入て道を博ヘユダヤ人およびギリシャ人を多く信せしめたりニ然るヨ信せざるユダヤ人異邦人を唆て其心よ兄弟を憾しむ彼等ハ久しく彼處よ留り主よ頼て憚らざ道を傳ふ主また彼等の手よ休徵と奇なる跡を行そしめて其心よ兄恩の道を證せり四邑の人々二よ分れ或ハユダヤ人および其有司を或ハ使徒等よ與せり五斯て異邦人ユダヤ人および其有司たち共よ擁上かれらを辱しめ石にて擊んとす二人のも之を知てルカオニヤの邑あるルステラデルベ及うの四周の地よ逃き彼處よ於て福音を傳ふ○ヘルステラよ人の足弱もの坐しむたり彼ハ生來の跛者にて夫亦歩行し

事あし此人バウロの語るを聽をりしがバウロ日を注て
 其愈さるべき信仰あるを視み十大声よ曰けるハ爾の足にて
 正く立よ彼踊上りて行めり十一人々バウロの爲し事を見て
 聲を揚ルカオニヤの方言にて曰けるハ諸神人の形よなり
 て我儕よ臨れり十二彼等バルナバをゼウスと稱バウロハ專
 ら説話ことをする人なるが故よヘルメスと之を稱十三時よ其
 邑の前よある所のゼウスの祭司犧と花籠を門よ携來りて
 衆の人と共よ犧牲を獻け彼等を祭んどせり十四使徒バルナ
 ババウロ之を聞いて己が衣を裂そしり出て大衆の中よ入
 喊叫いひける人々よ何故よ此事を行や我儕も亦なんぢ
 らと同情をもつ所の人なり爾曹よ福音を傳るハ爾曹をし

て此虛妄をすて天と地と海および其中の萬物を造り給へ
 る活神よ歸しめんが爲なり十六往にし世にハ神をべての異
 邦人よ其己が道を行むことを容し給しかど亦なんぢら
 を惠て天より雨を降せ豊穰ある時候をあたへ糧食と喜樂
 をもて爾曹の心を満しめ己みづから證せきりし事なし十七
 止たり〇十九時よユダヤ人等アンテオケイコニオムより來
 りて多の人を唆め石をもてバウロを擊しめ既よ死たりと
 意ひ邑の外よ曳出せり二十弟子等うちの周圍よ立るとき彼お
 きて邑よいり次の日バルナバと偕よデルベよ往り三かくて斯
 うの邑よ福音を傳へ多の人を弟子とあし又ルステライコ

二 オムアンテオケヨ返り 三弟子等の心を堅し其常ヨ信仰
 ヨ居んことを勧め又おほくの艱難を歴て我儕が神の國ヨ
 至る可ことを教ふ 三斯て二人のもの教會おとヨ長老をえ
 らび断食と祈禱をあし前より信じくる所の主ヨ之を託た
 二四かれら遍くピシニアを経てバムフリアヨ至り 二五又ペ
 ルゲヨ道を傳てアツタリアヨ下り 二六彼處より舟にてアン
 テオケヨ航る此ハ彼等さきヨ神の恩ヨ託られ今とけし職
 を行そんとて出し所あり 既ヨ至りて教會の人を集め已
 を助けて神の行たまへる凡の事と異邦人のためヨ信仰の
 門を開き給ひし事を告 二八斯て久く弟子等と偕ヨ彼處ヨ止
 れり

第十五章 ユダヤより下む人々兄弟たちヨ教けるハ若あん
 ちらモ一セの例ヨ從ひて割禮を受キバ救るゝことを得じ
 二之ヨ由てバウロヨパルナバ大ヨ彼等ヨ争ひ且論せしか
 パ兄弟等この事ヨ就てバウロパルナバ及うの中の數人を
 エルサレムヨ上せ使徒ヨ長老等ヨ遇しめん事を定む是ヨ
 於て彼等教會の人々ヨ送られ出ビニケおヨビサマリアを
 經て異邦人の神ヨ歸せし事を具ヨ述すべての兄弟を大ヨ
 喜ばしめたり 四彼等エルサレムヨ至り教會と使徒おヨビ
 長老たちヨ接られ已ヨ助けて神の行たまひし凡の事を告げ
 しヨ バリサイ宗の中ふる信者數人たちて曰けるハ彼等
 ヨ必ず割禮を施し且命じてモ一セの例を守じむべし 六使

徒等および長老たち此事を議ん爲よ集れり茲よ多の論
 ありしがペテロ起て彼等よ曰けるハ人々兄弟よ久しき先よ
 神われを爾曹の中より選び福音の道を我口より異邦人よ
 聞せ彼等きして之を信せしめ給しことハ爾曹の知ところ
 也。ナリハかつ人の心を知たまふ神ハ我儕よ聖靈を賜し如く彼
 等にも賜て其證をあし。九又信仰をもて其心を潔め我儕と
 彼等の間よ分を爲ざりき。十然るよ今何故われらの先祖た
 ちも我儕も貢あたそざる輒を弟子等の頸よ置て神を試む
 る乎。十一彼等の救るく如く我儕も主イエスキリストの恩よ
 由て救るくことを信せる也。十二是よ於て人々みる黙してバ
 ルナバとパウロが神の己をもて異邦人の中よ行ひ給へる

休微と奇跡とを述るを聞ニ。彼等が言畢りし後ヤコブ答
 て曰けるハ人々兄弟よ我よ聽十四神初めて異邦人を眷顧その
 中より己が名を崇る民を取給ひし事ハシモン既よ之を述
 十五預言者の言これと符り其書よ十六此後われ反て己よ傾圯
 たるダビデの幕屋を復び起し其破壊の跡を復び造て之を
 建べし十七是うの餘の民および凡て我名をもて稱らるゝ異い
 邦人よ主を尋せん爲あり此すべての事を行ふ神これを
 言と錄されたるが如し。十八神ハ世の始より其すべての所作
 を知たまへり是故よ我おもふ異邦人の中より神よ歸す
 る者を擾すハ宜からず。十九然とも書を彼等よ遣て偶像よ
 洗きたる物と姦淫と勒殺たる物と血とを戒むべし。二十ハ

古より安息日おどよ會堂にてモーセの書を讀が故よ其を宣るもの各邑よあれバ也○是よ於て使徒および長老たち全會と偕よ其中より人を選び之をパウロバルナバと共にアンテオケよ遣さん事を定もうの選れたる人ハ兄弟の中の尊者すなそちバルサバと稱るミユダ及シラスあり彼等の手よ托て遺し書よ云く使徒長老および兄弟アンテオケスリヤキリキヤよをる異邦人の兄弟よ安を問我儕が命せざるもの我儕の中よりいで言をもて爾曹を擾し爾曹の心を亂たりと聞云之よ由て我儕心を同し人を選て我儕の愛するバルナバパウロと偕よ遣さんと定むこの二人ハ我儕の主イエスキリストの名の爲よ其命をも愛せりし

者あり二七我儕ユダとシラスを遣し彼等の口より此事を述しめんとす二八うハ聖靈と我儕と左の肝要あるものゝ外ハ何をも爾曹よ任せじと定たり二九即ち偶像よ獻し物と血と勒殺たる物と姦淫とを戒むべし若これら的事を爾曹みづから慎まば善ねがそくハ爾曹健剛あき三十かれら遣されてアンテオケよ至り衆人を集て此書を付し三ひと衆人これを讀うの勸を受て喜べり三一ユダとシラスも亦預言者あきバ多の言を以て兄弟を勧め彼等を堅せり三二斯て二人の者暫く彼處よ止り後兄弟たちよ安然を祝され其已を遣しゝ者の所よ送れたり三四パウロとバルナバハアンテオケよ止り其の多の人と共に教をふし主の道を宣傳ふ○三五數日後の後餘の多の人と共よ教をふし主の道を宣傳ふ○

バウロパルナバよ曰けるハ我儕さきよ主の道を宣し所の
 諸邑よ復ゆきて兄弟の光景を率とふべし偕パルナバハ
 マコと名るヨハ子を伴そんと欲へり然どもバウロハ裏
 よバムフリアにて已より離れ役事のため共よ往きりし此
 マコを伴ふハ宜らじと意しよ因より遂よ二人の中よ激論
 おこり相別てパルナバハマコを伴ひクプロよ航れり
 ウロハシラスを選び兄弟より己を主の恩よ托られて出立
 四十スリヤ及びキリキヤを経て諸教會を堅せり
 第十六章斯てバウロハデルベ及ルステラよ至れり此よテ
 モテと云る弟子あり其母ハユダヤの婦にて信者あり其父
 ハギリシャ人なりニ彼ハルステライコニオムの兄弟より
 おこり相別てパルナバハマコを伴ひクプロよ航れり
 ウロハシラスを選び兄弟より己を主の恩よ托られて出立
 四十スリヤ及びキリキヤを経て諸教會を堅せり
 第十六章斯てバウロハデルベ及ルステラよ至れり此よテ
 モテと云る弟子あり其母ハユダヤの婦にて信者あり其父
 ハギリシャ人なりニ彼ハルステライコニオムの兄弟より
 おこり相別てパルナバハマコを伴ひクプロよ航れり
 ウロハシラスを選び兄弟より己を主の恩よ托られて出立
 四十スリヤ及びキリキヤを経て諸教會を堅せり
 第十六章斯てバウロハデルベ及ルステラよ至れり此よテ
 モテと云る弟子あり其母ハユダヤの婦にて信者あり其父
 ハギリシャ人なりニ彼ハルステライコニオムの兄弟より

稱を得たり三
 バウロ之を携て偕よ往んことを欲うの處よ
 をるユダヤ人の爲よ彼よ割禮を行へり蓋人々皆かれが父
 のギリシャ人なるを知ばなり斯て諸邑をすきエルサレ
 ムよある使徒および長老等の定たる條規を守せんとて之
 を其人々よ授く五
 バウロ之よ由て諸教會の信仰堅なり其數も日ひ
 バウロ之よ増ぬ〇六
 バウロ之を傳ることを聖靈よ禁られ遂よムシアよ近きビ
 アよ往んとせしがイエスの靈これを許さざりけれバ
 テニアよ往んとせしがイエスの靈これを許さざりけれバ
 ハカレ彼等ムシアを経てトロアスよ下れり九かくてバウロ夜よ
 われ於て一人のマケドニヤ人たちて己よ請マケドニヤよ涉て十
 我儕を助よと曰を幻よ見たり彼が幻よ之を見し後われ
 われ

ら誠よ主の我儕をしてマケドニヤ人よ福音を宣しめんと
我儕を召給ふことを推量て直よマケドニヤよ往んとす
是よ於てトロアスより航海をし眞直よはせてサモトラケ
よ至り其次日子アボリスよ往ル十二彼處よりピリビよ至るピ
リビハマケドニヤの一の分の中なる名ある邑よして即ち
植民地なり我儕數日この邑よ止れり十三安息日よ我儕邑を
女等よ語しよ十四紫布ムラサキを售ふテアテラの邑の商人にて神を
いで河の演なる常よ祈禱をする處よゆき坐して集れる婦
散ふルデヤと名くる婦きくねたり主うの心を啓てバウロ
の語ることよ心を用しめ給ふ十五かの婦その家族と偕よバ
ブテスマをうけ求て曰けるハ兩曹もし主を信する者と我
き爲バ我家よ來り留れど強て我儕を入れしめたりわれら
祈禱所よ往るときト筮シラミをする靈よ憑れたる一人の婦の奴
隸われらよ遇かれハト占よ因て其主たちよ多の利を得さ
せし者なり十七バウロと我儕よ從ひて喊叫いひけるハ此の人
々ハ至高き神の僕にて救道を我儕よ宣る者なり十八この婦
かく爲こと久かりけれババウロ之を憂かへりみて靈よ曰
けるハ我イエスキリストの名よ由て兩よ命ミタマ此婦よ
よ靈立刻よ出是よ於て其主たち利の望すでよ去るを見
け上官の所よ曳來りて曰けるハ此人々ハユダヤ人にして
我儕の邑を擾し三口マ人たる我儕の受べからむ行ふ可
てバウロとシラスを執へ市場よ曳て有司等よ至れり二十既

既ヒタチはかりよはせてサモトラケ
ヨマケドニヤよ往ル十二彼處よりピリビよ至るピ
リビハマケドニヤの一の分の中なる名ある邑よして即ち
植民地なり我儕數日この邑よ止れり十三安息日よ我儕邑を
女等よ語しよ十四紫布ムラサキを售ふテアテラの邑の商人にて神を
いで河の演なる常よ祈禱をする處よゆき坐して集れる婦
散ふルデヤと名くる婦きくねたり主うの心を啓てバウロ
の語ることよ心を用しめ給ふ十五かの婦その家族と偕よバ
ブテスマをうけ求て曰けるハ兩曹もし主を信する者と我
き爲バ我家よ來り留れど強て我儕を入れしめたりわれら
祈禱所よ往るときト筮シラミをする靈よ憑れたる一人の婦の奴
隸われらよ遇かれハト占よ因て其主たちよ多の利を得さ
せし者なり十七バウロと我儕よ從ひて喊叫いひけるハ此の人
々ハ至高き神の僕にて救道を我儕よ宣る者なり十八この婦
かく爲こと久かりければバウロ之を憂かへりみて靈よ曰
けるハ我イエスキリストの名よ由て兩よ命ミタマ此婦よ
よ靈立刻よ出是よ於て其主たち利の望すでよ去るを見
け上官の所よ曳來りて曰けるハ此人々ハユダヤ人にして
我儕の邑を擾し三口マ人たる我儕の受べからむ行ふ可
てバウロとシラスを執へ市場よ曳て有司等よ至れり二十既

きる所の習俗を傳る者あり
 三 大勢のもの齊く起て彼等を
 セめ上官うの衣をそぎ命じて之を杖しむ
 三 多く杖てのち
 獄よ入これき固守れど獄吏よ命ぜ
 二四 獄吏かくの如き命を
 受しよより彼等を奥の獄よ入て桎をかけたり
 二五 斯て夜半
 おろバウロとシラス祈禱をなし且神を讚美す囚者ら耳を
 傾けて之を聞ぬたりしが俄よ大なる地震ありて獄の基
 礎ふるひ動き門ことぐく直よ啓け衆の囚者の械繫とけ
 二七 獄吏目を醒し獄門の啓けたるを見て囚者すでよ逃
 たり
 しと意ひ刀を拔て自殺せんとしければバウロ大聲よ呼
 り曰けるハ自ら戕ふ勿れ我儕みな此よ在元此時かれ火を
 索て躍り戰慄てバウロとシラスの前よ俯伏三十彼等を外

よ携出して曰けるハ君よ我すくそれん爲よ何を爲べき乎
 三 彼等いひけるハ主イエスキリストを信せよ然らバ爾お
 よび爾の家族も救るべし遂よ彼および其家の凡の者よ
 潤て直よ其家族と偕よ皆バブテスマを受信且かれらを已
 主の道を語れり 三 この夜の即時かき二人を誘ひ其杖傷を
 が家よ引來り食物を其前よ備すべての家族と偕よ神を信
 じて喜べり 三五 天明よ至て上官たち下吏を遣し日せけるハ
 其人々を釋べし 三六 獄吏この言をバウロよ告て曰けるハ
 官なんぢらを釋せと言遣せり然ば今いでく安然よ去ゆけ三七
 ウロ彼等よ曰けるハ我儕ロマ人あるよ罪を定めして公然
 よ我儕を杖ち且獄よ入たり而して今ひうかよ出さんと爲

か宣からせ彼等みづから来て我僻を引出すべし下吏この言を上官たちよ告けれバ彼等うのロマ人なるを聞いて懼れ來て彼等よ此より出んことを求つひよ引出して又うの邑を去んことを請たり四十二人のもの獄を出ルデアの家はいり兄弟等よ遇これよ勸をなして出去ぬ

第十七章 斯て彼等ハアムビボリス及アポロニヤを過てテサロニケよ至る此ヨユダヤ人の會堂ありニバウロ常の如く彼等の中はいり三回安息日おとヨ聖書ヨ本きて彼等と論ひキリストの必定苦難をうけ死より甦るべき事を説きた我なんぢらよ傳る所の此イエスハ即ちキリストなる事を説明せり是ヨ於いて其中の人々信じてバウロとシラ

スヨ從り又神を散ふギリシャ人の之よ從るも多く貴女も少からざりき五然るヨユダヤ人これを妬ミ市井よをる匪類をかたらひ群を成て邑を擾せバウロとシラスを執へ民の前よ曳出さんとてヤソンの家よ來しが六彼等を見出さりけれどバヤソン及び數人の兄弟よ來しが六彼等を見出さり之を迎納たり此人々ハ皆イエスとも此よまで來きりヤソンハ之を傷しむ上官ハヤソン及うの餘の人々より保狀を取て心を傷しむ兄弟子たち夜間よ急ぎバウロとシラスをベレアよ去しむ彼等かしこよ至てユダヤ人の會堂よ往

り十一此處の人々ハテサロニケの者よりハ性情よきが故ニ好くて道をきく此の如こと果して有か無かを知んとて日人々ヨ聖書を究れり十二是故ヨ其中の人お下く之を信せ又ギリシヤの貴女および男子の信じたる者も少からざりき十三テサロニケのユダヤ人ハ神の言のバウロヨ因てペレアヨも傳りしを知また彼處ヨ至て人々を擾しめたり十四是ヨ於て兄弟たち直ヨバウロを海ヨ適しむ然どもシラスとテモテハ尙この處ヨ留りシ十五バウロを伴ひし者か色を携てアテンスヨ至る其人々バウロよりシラスとテモテを速ヨ來しめよとの命を受て出立リ〇十六バウロアテンスヨ在て彼等を待る時うの邑こぞりて偶像ヨ事るを見て甚く心を傷め

たり十七是故ヨ會堂ヨ於てユダヤ人および神を敬ふ人々と論じ又日々市ヨ於て其遇ところの者と論キ十八時ヨエロクリアン及びストイクの理學者數人これと相語り或人いひけるハ此嚙咽者なよを言んとする乎また或人いふ彼ハ異なる鬼神を傳る者の如しと益バウロ彼等ヨイエス及び復生の事を宣しが故なり十九斯て彼を引つれアレフ山ヨ往て曰けれるハ爾が語る所の此新しき教を我儕の耳ヨ入しが故ヨ我儕知せらるゝことを得るや二十なんちの異聞を我儕の耳ヨ入しが故ヨ我儕その何事を得るを知んとすれば也三凡て此アテンス人および其地ヨ留れる人ハ惟新しき事をつけ或ハ聽事ヨのミ其日を送れり三バウロアレフ山の中ヨ立て曰けるハアテンスの人ヨ

我なんぢらが毎事よ鬼神を敬ふの甚しきを觀る三
行どき爾曹が敬拜どころの者を見しよ識ざる神よと刻書
し一の祭壇を見出せり故よ爾曹が識せして敬ふ此者を我
なんぢらよ示さん。二四それ宇宙と其中の萬物を造り給る神
は是天地の主なれば手にて造れる殿よ住たまそき。二五
衆人よ生命と氣息と萬物を予たまへば物よ乏きことなし
人の手にて事らるゝものよ非虔。二六また一の血脉より出し
凡の民を悉く地の全面よ住せ預じめ其時と住ところの界
とを定め給へり。此ハ人をして神を求しめ彼等が或ハ掲
摩うる事あらん爲なり然とも神ハ我儕各人を離るゝこと
遠からざる也。二七され我儕ハ彼よ頼て生また動また存こと

を得なり爾曹の詩人たちも我儕ハ其裔なりと云しが如し
元如此われらハ神の裔なれば其神を金銀またハ石など人
の工と巧を以て造れる者と均く意ふ可らず。三十往者よ蒙昧
し時ハ神これを不問よ爲給しが今ハ何處の人にも皆悔改
むることを命じ給ふなり。三蓋神すでよ其立し所の人によ
り義をもて世を鞠べき日を定め此事よ就てハ彼を死よリ
甦らせて其證を衆の人よ予たまへば也。三かれら死たる者
の復生の言を聞いて或人ハ戯笑ある人ハ我儕この言を再び
の數人彼よ從て信せり其中にハアレオ山の裁判人デオス
爾よ聽んと曰是よ於てバソロ彼等の中より出去る。三四然
シオ及ダマリスと名くる女また其他の人も之と偕よ在き

此後バウロハアテンスを離てコリントよ至る

新近イタリヤより來れる者にてボントよ生しアクラと名

るユダヤ人および其妻ブリスキラよ遇て其所よ至きり彼

等がイタリヤより來しハクラウデヲユダヤ人よ盡くロマ

を離と命せしよ因てなり三彼その業を同くするよ由て之

と偕よ止りて工を作ぬ其業ハ幕屋を製る者あり斯てバ

ウロハ安息日おどよ會堂よ於て論じユダヤ人とギリシヤ

人を勸たり五シラスとテモテマケドニヤより下たる時バ

ウロユダヤ人よ向てイエスのキリストふる事を證し道を

傳ふることよ心を凝し居り六然るよユダヤ人ハ之よ敵ひ

且謂じよ因バウロ衣を拂て彼等よ曰けるハ爾曹の血ハ爾

曹の首よ歸すべし我ハ咎ふし今より異邦人よ適ん

此を離てユストと云る人の家よいる彼ハ神を敬ふ者にて

其家の会堂よ隣れりハ会堂の宰クリスボ及うの家族みあ

受し者も多りき九主或夜まほろしよバウロよ語給ひける

ハ懼るゝ勿き黙せきして語べし十蓋われ爾に偕よあれバ

爾を害せんとて責む者あし且この邑よ我おほくの民あり

十一是よ於てバウロ一年と六ヶ月の間かれらの中よ居て神

の道を教へたり○十二ガリヨアカヤの代官たりし時ユダヤ

人心を合せてバウロを攻かれを裁判所よ曳來り十三ひき

ハ此徒ハ律法よ背て神を拜ことを人よ勸る者なり十四バウ

口口を啓んとせし時ガリヨユダヤ人曰けるハユダヤ人
よ若し不義奸惡の事あらバ我が爾曹より聽ハ理あり
とも若し言語あるひハ名字および爾曹の律法の論あらバ
爾曹みづから之を理べし我かゝる事の審士たるを欲き
斯て彼等を裁判所より逐出せり是よ於て凡のギリシャ
人會堂の宰あるソステ子を執へ裁判所の前にて杖朴りガ
リヨハ更よ此事を意とせざりき○十八バウロ此處よなほ久
く留り後兄弟よ暇を告てブリスキラ及アクラビ偕よ舟に
てスリヤよ濟る彼ケンクレアよ在しどき誓願よ因て髪を
剪り十九かれエベソよ至て二人を其處よ留おき自ら會堂よ入
てユダヤ人と論せり二十衆人かきが久く偕よ居んことを請

たれと背そまして三いとま暇を告て曰けるハ我この來んとする
節を必きエルサレムよ於て守さるを得ま然ともし神許し
給えふ復び爾曹よ返べしと遂よ舟出してエベソを去三カテ
イザリヤよつき而してエルサレムよ上り教會の安否を問ひ
て後アンテオケよ下り三三番ばら此處よ住てまた出立ガラテ
ヤ及びフルギヤの地を逐次よ經て凡の弟子等を堅せり○
西爰よアレキサンデリアよ生しユダヤ人にて辨才あり且
夙よ誨ふ然ど惟ヨハ子のバプテスマを知るのみかれ始て
此會堂よ於て憚き語りけれバブリスキラとアクラ之を聞
聖書よ達したるアボロと名る人エベソよ來れり二五この人
よ説ふ然ど主の道の教を受かつ心を熱してイエスの事を詳細
此會堂よ於て憚き語りけれバブリスキラとアクラ之を聞

て彼を己が家よ招き神の道を尙も詳細よ説明せり
 ロアカヤよ住んどせしかバ兄弟たち書を遺て弟子等よ彼
 を接容んことを勧むかれ至て既よ恩より信せし者を大
 よ助たり二え蓋かれ聖書を引てイエスのキリストなる事を
 示し人々の前にてユダヤ人を甚く辨折たれバ也
 第十九章
 ヨハネ福音書第十九章
 パウロのコリントよ居る時パウロ東の方の地を
 經てエベソよ來り或弟子たちよ遇てニ之よ曰けるハ爾曹
 信者と爲しとき聖靈を受しや答けるハ我儕ハ聖靈の有
 とだよ聞きき三バウロ曰けるハ然バ爾曹バブテスマを
 受て何よ入られしや答けるハヨハ子のバブテスマよ入ら
 れたり四バウロ曰けるハヨハ子ハ誠よ悔改のバブテスマ

をなし民よ向て我の後よ來る者すうちイエスキリスト
 を信せよと曰り五彼等これを聞バブテスマを受て主イエ
 其の人おほよ十二人ありき六バウロ手を其上よ按けれバ聖靈か
 れらよ臨りみふ異なる諸國の方言にて語かつ預言せり
 て神の國の事を論じ且勸て三ヶ月を歴たり九然るよ剛愎し
 にして之を信せざる人々あり衆の人の前よ其道を詆誹け
 ればバウロ彼等を離れ弟子等をも別させて日やテラノス
 と云る人の講堂よ於て論せり十二年のあひだ如其ありし
 かバユダヤ人もギリシャ人も凡てアシヤよ住る者ことお
 とく主の道を聞ぬ十三神ハバウロの手よよりて希有ふしき

の事を行ひ給へり 即ちバウロの身よ着たる汗布あるひ
 ハ襟布を取て病者よ加けれバ病ハさり惡鬼ハ出たり十三
 よ諸所を遊行て呪をあせるユダヤ人あり惡鬼よ憑れたる
 者よ向ひ試よ主イエスの名を呼て曰けるハ我儕ハバウロ
 が宣る所のイエスよ藉て爾よ出んことを誓しも十四
 あり然と爾曹ハ誰ぞや十六惡鬼よ憑れたる祭司の長の七人の子
 去り上り之よ勝て壓伏けられバ彼等傷つけらき裸よて其家を逃
 せる者ハユダヤ人ふるスキリと云る祭司の長の七人の子
 識り然と爾曹ハ誰ぞや十六惡鬼よ憑れたる人彼等の上よ躍
 され此事エベソよ住る凡のユダヤ人ギリシャ人よ聞え
 しかば彼等みな懼を懷ぬ又主イエスの名崇られたり十八
 ハマケドニヤ及アカヤを過エルサレムよ往んと意を定め
 曰けるハ我かじこよ往て後かあらきローマをも見べし三
 ち已よ事る者の中テモテとエラストの二人をマケドニヤ
 よ遣し己ハ暫くアシアよ留りぬ二三この時うの道よついて
 容易ならぬ騷擾おこれり二四ひどりの銀工あり名をデメ
 テリヲと云かれアルテミスの銀龕を作り工人等よ利を得
 しめしこと僅少からざりき二五その工人および己が類の業

た信せし者のうち多來りて自ら言あらそし其行し事を訴
 道々の前にて焚り其價を計て銀五萬あることを知り二十主の
 道廣まりて勝を得こと此の如し〇二此事の竟し後バウロ
 ハマケドニヤ及アカヤを過エルサレムよ往んと意を定め
 曰けるハ我かじこよ往て後かあらきローマをも見べし三
 ち已よ事る者の中テモテとエラストの二人をマケドニヤ
 よ遣し己ハ暫くアシアよ留りぬ二三この時うの道よついて
 容易ならぬ騷擾おこれり二四ひどりの銀工あり名をデメ
 テリヲと云かれアルテミスの銀龕を作り工人等よ利を得
 しめしこと僅少からざりき二五その工人および己が類の業

アリの祭りを司る者の中より、彼と親き者等ありて人を彼より遣し其自ら戯園に入ざらんことを求たり。三二其時ある人は彼の事をいひ或入へ此事を言さけべり。蓋會衆みだれて大半ハ何の爲よ集れるかを知られバ也。三三是より於てユダヤ人アルテミスよと二時ばかりの事實を告んと推す。キサンデル手を搖し民よ向て事実の中より之をせしが、三四彼等のユダヤ人たるを知が故よ皆おなじく聲を揚て大ある哉エベソ人のアルテミスよと二時はかりの間さけびあへり書記官人々を撫て曰けるハエベソの殿よ事する邑あるを知ざる者あらん乎。三五此エベソハ天より落し大なるアルテミスの殿よ事する人々を揚て此エベソハ天より落し大なるアルテミスの殿よ事する人々を揚て大ある哉エベソ人のアルテミスよと二時はかりの間さけびあへり書記官人々を撫て曰けるハエベソの殿よ事する邑あるを知ざる者あらん乎。三六この事ハ駁すこと能されば。

の者を集めて日ける人々よ我儕の富るハ此業よ藉る。二七爾曹の知とてろ也。此バウロにて作れる者ハ神よ非也。二八と曰て衆の人を誘惑し第ヨエベソ耳あらま幾もアジア中より及せり。是また爾曹が見とてろ聞とてろ也。二九此ハ唯われ。三十亦滅べし二元彼等これを聞いて甚しく怒さけび曰けるハ大。三十のうちよ入んとせし。弟子たち之を許さざりき。三一またアジコを執へ彼等心を合せて戯園よ擁入り。三二バウロその人々の中よりはバウロの同行あるマケドニヤ人のガイヲスとアリストルのガイヲスよ。三三是よ於て舉邑大よ擾れ。三四巴ウロその人々の中よりはバウロのガイヲスの宮も藐せられ其威光も。三五巴ウロのアルテミスよ。三六是よ於て举邑大よ擾れ。三七巴ウロその人々の中よりはバウロのアルテミスとアリストルのガイヲスとアリストルのアルテミスとアリストルのアルテミス。三八巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。三九巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四十巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四一巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四二巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四三巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四四巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四五巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四六巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四七巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四八巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。四九巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十一巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十二巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十三巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十四巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十五巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十六巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十七巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十八巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。五十九巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十一巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十二巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十三巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十四巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十五巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十六巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十七巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十八巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。六十九巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十一巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十二巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十三巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十四巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十五巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十六巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十七巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十八巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。七十九巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十一巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十二巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十三巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十四巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十五巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十六巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十七巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十八巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。八十九巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十一巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十二巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十三巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十四巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十五巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十六巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十七巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十八巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。九十九巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。一百巴ウロのアルテミスとアリストルのアルテミス。

爾曹靖息よして猥カセリ事を作べからせナナニ夫この人々ハ殿の
盜賊ヒトツよも非アラ爾曹の女神ミツバチを讃ハサガシす者よも非アラ然るよ爾曹此
れを曳來ヒキキタれりミハデメテリヲ及び偕ヨモある所の工人もし人ヒト
を訴ふる事あらバ聽訟サバキの日あり且方伯カツカサあれバ互タガヒよ之コレよ訟スル
會アツマツリよ於て定ミハシタむべしミハシタ四十シテわれら今日の騷擾サカセよ就てハ訴スルられん
ふべしミハシタ三九シテもし他の事由コトガラよついて求ミムる事あらバ律法ルフよ合ハシメふ
此アツマツリことを恐ムクる蓋ヨハこの會アツマツリよついて辭解イヒヨラクべき言コトバふければ也ナリ四二シテ如シテ
此アツマツリかたりて會アツマツリを散スルせりミハシタドニヤよ往ハシマシタんとて山立タチタマシタニミハシタウロハ弟子タチ等タチをよび別ワカレを告マケ
驕擾サカセの定ミハシタし後アフタバウロハ弟子タチ等タチをよび別ワカレを告マケ
ドニヤよ往ハシマシタんとて山立タチタマシタニミハシタウロハ弟子タチ等タチをよび別ワカレを告マケ
人々ヒトヅを勧めギリシヤよ至りミハシタ三此ミハシタよ三ヶ月サンガツ留リりて後アフタスリヤ

よ航カタマリらんとせし時ユダヤ人ヒトヅかれを害せんと謀ハカリけれバマケ
ドニヤを過スルて返カヘラんと意コトロを定ミハシタたりミハシタ彼カレと偕ヨモはアジアまで至アヒタリ
し者ヒトヅハプロスの子ベレアのソバル及アヒタリテサロニケ人のアリ
リストアルコヒトヅセクンドデルベのガヨスヒトヅテモテ並アヒタリアジア
のテキコヒトヅトロピモヒトヅあり五此徒ミハシタハ先アヒタリち往ハシマシタトロアスヒトヅよ於アヒタリ
て我カタマリ傍カタマリを俟マケタり六除ハシマシタ酵ハシマシタ節ハシマシタの後アヒタリわアヒタリ此ミハシタ徒ミハシタハ先アヒタリち往ハシマシタトロアスヒトヅよ於アヒタリ
第一ミハシタ五ミハシタ日ミハシタよトロアスヒトヅモヒトヅあり七第一ミハシタ週ミハシタの首ヒトヅの日ミハシタわアヒタリ此ミハシタ徒ミハシタハ先アヒタリち往ハシマシタトロアスヒトヅよ於アヒタリ
至アヒタリれり八彼カレ等ヒトヅが集マケタれる樓タカツよ多ハシマシタの燈ヒトヅあり九ユテコヒトヅと名アヒタリる一此ミハシタ徒ミハシタハ先アヒタリち往ハシマシタトロアスヒトヅよ於アヒタリ
人の少年窓カタマリよ倚マケタて坐マケタし熟睡ハシマシタり居マケタしがバウロの道カタマリを講マケタれる一此ミハシタ徒ミハシタハ先アヒタリち往ハシマシタトロアスヒトヅよ於アヒタリ

てと久しきかりければ彼睡よ因て三階より墮これを扶起し
 よ既よ死り + バウロ下て其上よ伏こきを抱て曰けるハ爾
 曹憂咲ぐ勿れ此人の生命ハ中よあり十一かくテバウロ復のほ
 りパンを擧て食ひ久しう彼等と語り天明よ及て出立り十二
 人をヤドこの少年を携へ其活るを見て甚だ慰めり十三さて
 舟よのり先ちテアソスよ濟その處にてバウロを登んとせ
 り蓋かれ陸より往んと自ら如此ハ定しあり十四かれアソスよ
 於いて我儕よ遇ければ彼を登てミテレ子よ至り十五彼アソスよ
 舟を出して次日キヨスの對よ至り又次日サモスよ着トログ
 リヲムよ泊り次日ミレトスよ至れり十六うへ蓋バウロアジアよ
 時を費さむる爲よ舟よてエベソを過んと意を定しがゆゑ

也かく定しハ彼あるべくハベンテコステの日エルサレム
 よ在てことを得んと急たるよ因〇十七かくテ斯て彼ハミレトスより
 エベソよ使を遣して教會の長老たちを召り十八彼等が來し
 時バウロ之よ曰けるハ我アジアよ來りし初の日より常よ
 雨雹の中よ在て行ひし事ハ百曹が知ところ也十九すなは即ち我す
 べての事よ謙遜また涙を流しユダヤ人の詭謀よより艱難
 よ遇て主よ事へ二十益ある事ハ残す所ふく之を宣て或ハ人
 々の前或ハ家々よ於て爾曹よ教へ二十一神よ對てハ悔改め主
 イエスキリストよ對てハ信仰すべき事をユダヤ人またギリ
 シヤ人よ示せり二三いまハ我心切りてエルサレムよ往かし
 こよて遇どころ如何を知ぞ二三聖靈毎邑よ我よ示して

いふ縕絣と患難われを俟りと 然ども我ハわが往べき路
 程と主イエスより受し職すあそち神の恩の福音を證せる
 事とを遂ん爲にハ我生命をも重せざる也 今われ知るんぢ
 らの中を遊行て神の國を傳へし我面を此後ふんぢら復び
 見ざるべし 云是故よ我今日あんぢらよ證す凡の人の血よ
 於いて我ハ潔くして與ることなし 蓋われ神の旨を残す所
 なく悉く爾曹よ宣たれバ也 故よ爾曹みづから慎ミ且あ
 んぢらが聖靈よ立られて監督となきる其全群を慎ミ主の
 己が血をもて買給ひし所の教會を牧ふべし 蓋わが去ん
 後この群を惜さる暴き狼ふんぢらの中よ入んことを知バ
 あり 三十亦あんぢらの中よりも弟子等を己よ從そせんとて

悖理むる言を言出す者おこらん 三一 是故よ爾曹儆醒せよ 我
 三年のあひだ夜も晝も断き涙を流して各人を勸しことを
 憶ふべし 三二 兄弟よ爾曹の徳を建かつ凡の聖られし者の中
 よ於て業を爾曹よ予る能ある神および其恩恵の道よ今わ
 き爾曹を委ぬ 三三 われ人の金銀衣服を貪りしことなし
 この手ハ我および我と偕よ在し者の需用よ供し事ハ爾曹
 が知ところ也 三五 わき爾曹も如此勤勞て柔弱者を扶け且主
 イエスの日給へる受けるよりも與るハ福ありとの言を心よ
 記べきを凡の事よ於て示せる也 三六 バウロかく語て跪づき
 衆人と共よ祈れり 三七 彼等みる大よ哭きバウロの頸を抱て
 之と接吻し其再び我面を見まじといひし言よ因て別ても

憂うれをあし彼かれを舟ふねまで伴ともなへり

第廿二章　われら強あひて彼等かれらよ離れ舟ふねにて眞直まっすぐよコスコスよ至い

り次日つぎのひロードスロードスよゆき彼處かれよりバタラバタラよ至いリニニビニケビニケよ濟わき

り舟ふねよ遇あひこれよ登のりて出いで三クブクブロロを望のぞんで其そのを左ひだりよ過すスス

ヤヤよ濟わきりツツロロよ着つけり蓋ふたこの處ところにて舟ふねの積荷づくふを卸おろさんと爲な

ババなり四斯スて我儕われら弟子だいしたちを訪たずそこよ七日ななひどとままれり彼かれ

等靈らみきよ感じてバウバウロロよエルサレムエルサレムよ往ゆなかれと言いふ五五され

既すよ七日ななひを過すぎしけれバ我儕われら出いだ立て途みちよつく彼等かれらうの妻さい孥孥よ

とと共ともよ我儕われらを送おくりて邑まちの外ほかよまで至いたしが共ともよ岸きよ跪ひざまづききて所所の家いえよ

六互たがひよ別わかれを告畢つけきはりて後のちわれらハ舟ふねよ登のりかれらハ其その家いえよ

歸かへれり七我儕われらツツロロよりトレマトレマイイよ濟わきり既すよ舟路ふねぢをそり

八

斯スて兄弟きょうだい等いたちの安否あんびを問きかきらと偕偕よ一日いち留とどままりヘ次日つぎのひいで

たたちてカイザリヤカイザリヤよ至いたり傳道者伝道者ビリボビリボの家いえよ入いりて共ともよ留とどままり

此此のビリボビリボハ七人しちにんの一一人ひとあり九九かれ彼かれよ預言よげんする四人よんにんの女めのあ

り皆處かなきと女めのあり十十われら數すう日ひこくよ留とどままり九九かれ彼かれよ預言よげんする四人よんにんの女めのあ

名なる一人ひとりの預言者預言者ユダヤユダヤより下くだり十一十一われらが所ところよ來きてバウ

ロロの帶たきとり己おのれの手足てあを縛あはりて曰いけるハ此此の如ごとくエルサレ

ムムよあるユダヤ人ユダヤ人ハ此此帶たの主ぬしを縛あはりて異邦いはう人の手てよ付つくさんと

聖靈せいれいいい給たまへり十二十二の事ことを聞きて我儕われら此此地ところの者ものどともともく彼かれよ

エルサレムエルサレムよ上のる勿なれと勸すすしよ十三十三バウバウロロ答こたけるハ爾曹なんざらあ

んぞ哭なげきて我心わが心を摧くじくや我主われあゆイエスイエスの名なの爲ためよハ第たうよ縛あはらる

耳みみふら定定エルサレムエルサレムよ死死るも亦甘さむ所ところあり十四十四かれ勸すす

を経て我儕行裝をふしエルサレムよ上れり
の弟子等も數人われらと偕よ行て我儕をクプロのナソン
と云る老弟子の所よ宿らせんとて其家よ携ひ入ぬ○
僻エルサレムよ至けれバ兄弟たち欣て我儕を迎ふ
ナウロ我儕と偕よヤコブの家よ入しよ長老等みる集居れ
ナウロ彼等の安否を問かつ神の己を用て異邦人の中
ナウロ行ひ給し事を一々告けれども主を祟か
ナウロ彼よ曰けるハ兄弟よ爾ユダヤ人の信せしもの幾萬ある
ナウロを知かれらハ皆律法よ熱心ある者あり
ナウロ中よあるユダヤ人よ教てモーセを棄しめ且兒子よ割禮を
ナウロ其費を贖ひ彼等に髪を薙ことを得しめよ然バ人々あん
ナウロの四人あり爾が言ところよ從へ我儕よ誓願の
ナウロ其類の事ハ守るよ及きたき偶像よ獻し物と血と勒殺し
ナウロおよび姦淫とを慎む可と定たり斯てバウロハ次日こ
ナウロの人々を携へて之と偕よ潔事をすて
ナウロ供物を獻べき事と其期までよ潔事の日を盡さん事を殿よ

を納さりければ我儕主の旨の如く成と曰て止既よ數日
の弟子等も數人われらと偕よ行て我儕をクプロのナソン
と云る老弟子の所よ宿らせんとて其家よ携ひ入ぬ○
僻エルサレムよ至けれバ兄弟たち欣て我儕を迎ふ
ナウロ我儕と偕よヤコブの家よ入しよ長老等みる集居れ
ナウロ彼等の安否を問かつ神の己を用て異邦人の中
ナウロ行ひ給し事を一々告けれども主を祟か
ナウロ彼よ曰けるハ兄弟よ爾ユダヤ人の信せしもの幾萬ある
ナウロを知かれらハ皆律法よ熱心ある者あり
ナウロ中よあるユダヤ人よ教てモーセを棄しめ且兒子よ割禮を
ナウロ其費を贖ひ彼等に髪を薙ことを得しめよ然バ人々あん
ナウロの四人あり爾が言ところよ從へ我儕よ誓願の
ナウロ其類の事ハ守るよ及きたき偶像よ獻し物と血と勒殺し
ナウロおよび姦淫とを慎む可と定たり斯てバウロハ次日こ
ナウロの人々を携へて之と偕よ潔事をすて
ナウロ供物を獻べき事と其期までよ潔事の日を盡さん事を殿よ

入て告七日をそらんと爲ときアシアより來しユダヤ人
 バウロの殿よ居を見て凡の民を聟動しめ彼を執へ二八
 喊叫けるハイスラエルの人々我儕を助よ此人ハ遍く教を傳へ
 この民と律法と此處よ逆ふ者あり又ギリシヤ人をも引て
 殿よ入この聖所を汚たり二九
 蓋かれら義よエベソ人トロビ
 モと云る者のバウロと共よ城下よ在しを見てバウロ之を
 殿よ引入选と意へる也三十
 是よ於て舉邑さわぎたち人々趨
 集りてバウロを執へ之を殿より曳出しければ直よ其門を
 閉たり三一
 彼等すでよバウロを殺さんとせし時あまねくエ
 ルサレム紛亂たりとの風聲千夫の隊の長よ聞えけをバ
 ルサレム紛亂たりとの風聲千夫の隊の長よ聞えけをバ
 彼たゞちよ兵卒と百夫の長等を率ゐ彼等の所よ趨下きり
 千夫の長近りてバウロを執へ命じて二の鍾にて之を繫せ
 その誰たる又何事を行ひかを問たり三四
 ハ彼事をいひ或ハ此事を言さけび亂よ因て千夫の長の
 實情を知こと能えき是故よ命じて彼を陣營よ曳往じめた
 入んとせじ時千夫の長よ曰けるハ我あんぢよ語て可や否
 て階よ及るとき兵卒バウロを負り三七
 り三五衆の人々後よ從ひて彼を殺せと呼さけび擁迫るよ
 かれ答けるハ爾ギリシヤの方言を識や三八
 し四千人の凶徒を率て野よ出しエシブト人ふらば乎や三九
 ワロ曰けるハ我ハキリキヤのタルソよ生じユダヤ人にて

邑の民よ非で願くハ民よ語ることを我よ許せ
 長これをお許け巴バウロ階の上よたち民よ向て手を搖む
 其大に譯れるときヘブルの方言をもて彼等に語れり
 事實を爾曹きけニ彼等うのヘブルの方言にて語るを聞て
 いよ／＼静より三バウロ曰けるハ我ハユダヤ人にてキリ
 キヤのタルソに生れ而じて此邑のガマリエルの足下にて
 長られ先祖の嚴ある律法に由て教らき神に熱心ありし事
 ハ今日の爾曹すべての者の如ありきわれ曩に斯道の人
 を男女と毛縛かつ獄に解じ死に至るまでに之を窘たり
 即ち祭司の長と長老會の人の我に就てみる證をあすが如
 事と云ふ事は我の心に於て是の如き思ひ難い事なり

し我彼等より兄弟等に遺る書を受ダマスコにくる者を縛
 てエルサレムに曳來り刑を受じめんとて彼處に赴けり
 然て我ゆきてダマスコよ近けるよ時おほよう日中たちま
 ち天より大ある光ありて我を環照せりセわれ地よ作る其の
 けるハ主よ爾ハ誰ぞや我よ偕よ曰けんとて彼處に赴けり
 時サウロサウロ何故わきを窘るやといふ聲を聞ひる中たちま
 ザレのイエスあり九われよ曰給ひけるハ我ハ爾が窘る所のナ
 と我よ語し者の聲を聞き我と偕よ在じもの光を見て懼たり然
 よ定りし爾が爲べき事ハ彼處よ於て爾よ告べじ士の往すで
 の耀よ縁て我みることを得成ければ我と偕よ在し者の光

新約全書　志とぎやうでん第廿二章　自十二至十八節

百十六

手よ援られてダマスコよ至れり。この邑よ住る凡のユダヤ人の中よ譽あるアナニアといふ律法よ循へる神を敬ふ。人十三我がもとよ來り側よ立て曰けるハ兄弟サウロ復び見こどを得よ我たゞちよ目を擧て彼を見たり。十四かれまた曰われらの列祖の神ハ爾よ神の旨を知じめ彼の義者を見させ其の爲もより出る聲を聞じめん事を以て凡の人よ向ひ證人と爲べき也。十五蓋ふんち彼が十六今あんち如何で緩ふ可んや起て主の名を顧バブテスマを受けて其罪を滌去べじと。十七我エルサレムよ返り聖殿よ於て祈れる時まほろじにて。十八見けるハ主わきよ向て急け彼等ハ爾が我よついて立る證を納ざるが故よ速よエルサ

レムを出よと曰たまへり。十九我いひけるハ主よ我をと爾を立ちて其殺さるくを好と。二十信する者を執へ或ハ諸會堂にて之を鞭ちじことを彼等ハ爾を立知る。二十一また爾の證人ステバノの其血を流さるく時われれ去かきハ先よ生命の有べき者。二十二此の如き者を守れり。三十三主わきを陣營よ引ひ入れ。二十三千夫の長命じてバウロ。二十四彼等がバウロよ向て喧呼かを知らんがため鞭ちて彼。二十五彼等がバウロ。二十六彼等がバウロよ向て喧呼かをとてバウロを引張じとき。彼その側よ立る百夫の長よ曰け

るハ罪を定をしてロマ人たる者を鞭つハ律法は當ふや
百夫の長これを聞ゆきて千夫の長よ告て曰けるハ爾むす
ことを慎めよ此人ハロマ人なり千夫の長よ告て曰けるハ爾むす
よ曰けるハ爾ハロマ人ふるや我よ告よバウロ曰けるハ然
千夫の長こたへけるハ我ハ多の金を以て此民籍を得
りバウロ曰けるハ我ハ生來あり二元是よ於てバウロを拘
たりバウロ曰けるハ我ハ多の金を以て此民籍を得
聞せんとせじ者等たゞちよ退けり千夫の長うのロマ人な
るを知かれを縛じことを懼る○斯て明日ユダヤ人の彼な
等および全議會よ命じて集らじめバウロを携往て其の前ま
立せたり

新約全書　ヨハニヤンでん第廿二章　自一至六節　百十九

第三十章　バウロ議會よ目を注かれらを見て曰けるハ人
々兄弟よ我今日よ至るまで凡のこと良心よ由て神よ事た
りニ祭司の長アナニア側よ立る者よ命じて彼の口を擊し
りム是よ於てバウロ彼よ曰けるハ粉聖たる壁よ神ハ爾を
擊ひ命じて我を擊しむる手側よ立る者とも曰くるよ律法よ
神の祭司の長を詎るや五バウロ曰けて我を審ん爲ふるよ律法よ
司の長なるを識ざりき識ば然ハ言さりし也そハ爾の民の
有司を誹る勿れと錄されたり六バウロ曰けるハ兄弟よ我うの祭
カイの人半ハバリサイの人あるを知て議會の中よ呼り曰
けるハ人々兄弟よ我ハバリサイの人またバリサイの人
の子曰

あり死たる者の甦ることを望よ因て我いま審る七バウロ
 如此いひしかババリサイの人とサドカイの人間よ爭論
 おこりて集りたる多くの人々相分れたり益サドカイ人ハ
 復生また天使および靈を無と言バリサイ人ハ之をみる有
 あるひ天使の彼よ語し事あらんにハ我儕神よ敵す可
 たち立て争ひ日けるハ我儕この人の惡ことを見ゆし靈
 あるひ天使の彼よ語し事あらんにハ我儕神よ敵す可
 さる也斯て大なる争起ければ千夫の長バウロが彼等よ
 引裂れん事を恐て兵隊よ命じ彼等の中よ下らせ之を奪と
 り陣營よ引入しめたり○主うの夜バウロの側よ立て曰
 紿ひけるハバウロよ勇そハ爾われよ就てエルサレムよ
 證

せし如く必定ロマにを證すべければ也明日よ及てユダ
 ヤ人黨を結び共よ誓て日けるハバウロを殺すまでハ食飲か
 を乞ふまじ十三この誓を爲る者ハ四十人餘あり十四かれら祭
 司の長および長老たちの所よ来て日けるハ我儕バウロを
 殺をまでハ何を乞ふは食じと誓を立たり十五是故よ請ふんぢら
 議會と偕よバウロの事をあく詳く訊る狀を作て千夫の長
 よ告かれを爾曹よ曳下らじめよ彼が近かざる前よ之を殺
 さんと我儕すでよ備を爲り然るよバウロの姉妹の子こ
 の謀をきく即ち往て陣營よ入りバウロよ告バウロ請て百
 夫の長一人をまほき日けるハ此少者を千夫の長よ携往こ
 の者かれよ告べき事あれバ也是よ於て百夫の長かれを

千夫の長よ携往て曰けるハ囚者パウロ我を請て此少者なんぢよ言べき事あれパ之を爾よ携往んことを求へり十九せん夫の長うの手をひき僻靜なる處よ退きて間けるハ爾我よ告んとする事ハ何ぞや二十彼いひけるハユダヤ人パウロの事をなほ詳く問る狀を作て爾よこひ明日かれを議會よ曳くと下さんことを約せり三然と爾かれらが言ふ從ふ勿れ蓋そくとうち四十人餘の者パウロを殺すまでハ食を又飲じと共くと誓て埋伏し今すでよ其預備をふして爾の許を俟り三千せん夫の長少者よ爾我よ此事を告しと人よ語る勿れと囁付てあれ之を去しめ三又百夫の長の二人を召て兵卒二百人騎兵七十七人矛を持もの二百人を備へ今夜第九時よカイザリヤよ十人

往二四かつ畜を備てパウロを乗しめ之を護て方伯ペリクスの所よ送るべしと曰二五また左の如き書を書き添たり二六云クラウデナルシアス最毛尊き方伯ベリクスの安を聞二七この人ユダヤ人よ孰それ將よ殺されんとせしを我うのロマハ惟かれらの律法の論よ由るのみにて其死よ當るべくられしと計よし其事わきよ現れしよより直よ之を爾の所よ遣れり又かれを訟し者等よ命じて其訟る所を爾よ告しめんと繫るべきの故を見ざる也三三然るよユダヤ人これを害せんす○是よ於て兵卒ハ命よ遵ひてパウロを携へ夜の中よ

ひて感謝せざるなし。今われ敢て爾を礙る事をせじ請志
はらく忍て我が片言を聽たまへ。蓋われら此人を見よ疫
病の如し天下のユダヤ人を擾せり且かれハナザレ宗の首
にてまた殿をも犯んどせり我僻これを執へわが律法よ
循ひて審を爲んと欲ひじよ。千夫の長ルシアス來て我僻
の手より強て之を奪とり。彼を訟る者をして命じて爾の
所よ來しめたり爾かきを訊バ我僻が訟る所を悉く知べし
ユダヤ人も共よ訟へ曰けるハ此等のこと誠よ然り〇
方伯首をもて示しバウロよ言じめければ彼こたへけるハ
爾が多の年の民の審官たるを我志るが故よ自己の事情
を訟ることを喜べり。爾志らん我崇拜の爲よエルサレム

しめ其餘の者ハ陣營よ歸れり。騎兵ハカイザリヤよ至り
書を方伯よ呈しバウロを其前よ立しむ。方伯書を讀畢り
て彼よ其國を問キリキヤの者あるを知て。日けるハ爾を
訟る者の此よ來らん時われ爾よ聽べし遂よ命じて之をヘ
ロデの公廨よ於て守らしめたり。五日を経てのち祭司の長アナニアハ長老等お
よび一人の辯士テルトルスに共よ下てバウロを方伯よ訟
ふニバウロ召出されし時テルトルス訟の端を發て日ける
ニ最も尊きベリクスよ我僻あんちよ由て太平を得かつ
此國ハ爾の先見よ藉て良よ改よりたれば時よ隨ひ地よ隨
第三回

よ上じより僅よ十二日のミトニ彼等ハ我が殿よ於て人と争論をふし又會堂あるひハ城下よ於て人々を擾しく事を未だ見かるべし十三且かれらが今われを訟る所の事ハ憑據を立て之を確すること能そじ十四然く我この事を兩よ認さん悉く律法と預言者の書よ錄さきし言を信じ十五かつ義も不夫われハ彼等が異端と稱る道よ循ひ我が列祖の神よ事へ立たれ十六死ひ者の甦らんことを神よ頼て我ハ望り十七即ち彼等が義も死ひ者のからに所と異なるなし十八此よ因て我つねよ自ら闘ミ神よ對ひ人よ對て良心の責あからんことを務るなり十九われ數年たり我すでよ潔淨て此等の事を行る時アシアより來しを歴たりしのち施濟を我民よふし又獻祭をせんが爲よ歸たり

ユダヤ人等ハ殿よ於て我が人を集ることをせぞ亂をも爲ざるを見たり二十もじ我を訴べき事あらば彼等あんちの前に訟ふべし二十一或ひ又わが議會の前よ立るとき呼りて死たる者の外二十二此人々もじ我が不義ありじを見バ言べし○三是一言よ詎二十三夫の復生の事よ就われ今日爾曹よ審るといへる此一言の事二十四於てベリクス詳細よ其道を知ければ彼等を遲じめんといへる此一言の事を究べんと二十五三百夫の長ルシアスの下らん其時われ悉く爾曹よ來りバウロを召て其キリストを信せる道を語るを聽二十六巴ウロを召して其妻ユダヤ人あるデルシラと共に來りバウ

新約全書 希伯來文第廿五章 自廿六至廿五章四節

百廿八

ロ 公義と撙節と來んとする審判とを論せじかばペリクス
 懼て答けるハ爾姑く退け我便時を得バ再なんぢを召ん
 ベリクスバウロより金を得んことを望が故よ屢次かれを
 召て偕よ語れり 斯て二年を経て後ボルキスベストスと
 云ふ者ペリクスの職よ代たりペリクス悅きユダヤ人よ取
 んと欲ひてバウロを獄よ繫おけり
 給そんことを請四ベストス
 倍ベストスハ任國よ至て三日の後カイザリヤ
 よりエルサレムよ上れり三時よ祭司の長等とユダヤの尊
 重たる者等バウロを彼よ訴へ且これを途にて謀殺さんと
 欲ひ彼よ勸その恩を我傍よ賜てバウロをエルサレムよ召
 紹

てカイザリヤよあり我も遠からざ彼處よ赴くべし是故
 よ爾曹のうち權威ある者とも我と共よ下り彼よついて訟
 べきこと有バ訟へよ六ベストス彼等の中よ十日餘どもま
 りてカイザリヤよ下り明日審判の座よ坐り命じてバウロ
 を曳出しむ七バウロの來れる時エルサレムより下しユダ
 ヤ人等かれを立圍ミ證據を立てること能をざる多端の重罪
 をもて訟をあせり八バウロ辨訴けるハ我いまだユダヤ人
 の律法および嚴またカイザルよも皆犯せる所あるし九ベス
 トス悦きユダヤ人よ取んとしてバウロよ答へて曰けるハ我今カイザル
 エルサレムよ上り彼處よ於て此事よつき審判を我前よ受け
 んことを望むや否十バウロ曰けるハ我今カイザル
 ベ審判を我前よ受けるハ爾人十一

新約全書 壱とぎやうでん第廿五章 自十一至十五節

百三十

の場よ立てこの處よ於て審を受るハ當然なり我ハ爾が明か
 よ知る如くユダヤ人よ不義を爲しことなし士もし不義を行ひて死よ當るべき罪を犯さバ我ハ死を免るゝことを欲
 えじ若われを訟る所のこと盧きときハ其望よ任せて我を彼等よわたし得る者なし我ハカイザルよ上告せん是よ
 かれらよわたりを訟る所のこと盧きときハ其望よ任せて我を於いてペストス議事官と相議てたへて曰けるハ爾カイザル
 よ上告せんと欲へりカイザルよ往べし○數日を経て後アグリツバ王およびペルニケペストスの安否を問ん爲よ
 カイザリヤよ來り十四彼處よ留れるこ久かりしかバペストスバウロの事を王よ告て曰けるハ此よ一人の囚若ありトス
 十五我エルサレムよ居しどき即ちベリクスの遺置し所なりトスバウロの事を王よ告て曰けるハ此よ一人の囚若あり

祭司の長とユダヤ人の長老たち之を訟へて罪よ擬んこと
 を求へり十六われ彼等よ答けるハ訟られしもの己を訟し者
 よ對て其訟る所を分理べき機を未だ得ざる先よ之を死よ
 付けるハロマ人の例よ非ぞ十七是よ於て彼等この處よ來集れ
 り我も日を延ことをせん次口審判の座よ坐り命じて其人
 を曳出さしめたるよ訟者とも立て之を訟しが其事わが
 逆料りし所よ違へり十九惟かれらハ鬼神を散ふ己が道とバ
 ワロが生りといふ既よ死し一人のイエスどよ就て争論を
 あし彼を訟しのみ二十我これらの質訊よ感けれバウロ
 受ることを欲ふや否と問しよ三かれ對ひ爾エルサレムよ往
 うかねる事よつきて彼處よ於て審判を受

んとして護れんことを求しよ因わき命じて之をカイザル
は送るまで守らせ置り 三 アグリッパベストス曰けるハ我
も亦その人よ聽んことを欲あり彼いひけるハ明日あんち
之よ聽べし 三 是よ於て次日アグリッパとベルニケ大威儀
を備きたりて千夫の長等および邑の尊き人々と偕よ公堂
より入ぬバウロハベストスの命よ由て曳出さる 二 ベストス
曰けるハアグリッパ王および凡て我儕と偕よある人々よ爾
曹ての人を觀ふるべしユダヤの多くの人々エルサレムよ於
ても亦この所よ於ても彼よついて我よ訟かきハ此のち生
べき者よ非キと呼叫ベリ 二五されど我これを査見て其死べき
事を爲ざりしを知り且かれ自らアウグストよ上告せんと

爲よより我これを解らんことを定たり 二六我これよ就て我
が主上よ奏すべき實情を得キ故よ我これを質訊て奏すべ
き事を得んがため爾曹の前また殊更よアグリッパ王ふんち
の前よ曳出せり 二七そハ囚者を解るよ其罪案を書うへざる
ハ理よ合そ意ヘバ也

第一二十六章 アグリッパバウロよ曰けるハ爾が自己の爲よ陳
る事を許たり是よ於てバウロ手を伸かれらが訟を禦んと
して曰けるニアグリッパ王よ我ユダヤ人よ訟られし事よ
しつき今日なんちの前にて悉く辨訴此事を得が故よ我を幸
ある者とす 三殊よ幸あるハ爾ユダヤ人の例と彼等が論定
る所の端緒を悉く知たまふ事あり是故よ願ハ耐心て我よ

聽たまへ 四
夫わが始よりエルサレムよ在て我民の中ヨきり

幼稚五
ときより如何世を過しかをユダヤ人ハみる知る

べしもし證あがく爲んとせば彼等ハ素より我が羨み我儕の

教六
の中にて最も嚴き所ヨ遵ひたるパリサイ人ありし事を

知り今われ立て我儕の先祖等ヨ神の約束し給し其望ヨ

つきて鞠かるく也ナセ此の望ハ即ち我儕の十二の支派の夜

も晝も専ら神ヨ事て得んとする者ありアグリッバ王よ此望

の爲ヨ我ハユダヤ人ヨ訟られたりハ神すでヨ死し者を甦

らせ給りと云とも爾曹ふんぞ信じ難じとする乎九我も亦

義十
にハナザレのイエスの名ヨ逆そんがため多の事を行ハ

宜こと自ら意ひエルサレムにて此事を行り即ち祭司

の長等ヨリ權威を受て多くの聖徒を獄入また彼等の殺さ
るゝ時ハ其を宜とひ十三
之ヨ裏瀆を言しめ且狂ること甚しく之ヨ由て外國の邑ヨ
まで攻及ベリ此とき祭司の長等ヨリ權威と命令を受て
ダマスコヘ往しよ王よ其途にて正午われ天より光ある
を見たり日よりも耀きて我および同よ行る者を環照せり
吉我儕みあ地よ仕る其時ヘブルの方言にてサウロサウロ
何ぞ我を窘る乎あんぢ薺ある鞭を蹴こと難しと我よ語れ
る聲を我きけり十五我いひけるハ主よ爾ハ誰ぞや彼て立よ我なん
けるハ我ハ爾が窘る所のイエスなり十六
ちよ現るハ爾を立て役者とし又あんぢが既よ見し事と

新約全書　志とぎやうでん第廿六章　自十七至廿二節

百卅六

我わが爾なんちより現あらはれて示あらはさん其事そのことの證人あかひんと爲なまんがため也なり十七我わ
 んちを守まもりて此民このたみおよび異邦人いはうじんの手てより拯すくふべし今いまなんち
 を彼等かれらより遣つかはすハハ十ハ彼等かれらの日ひを啓ひらき暗くらを離はなれて光ひかりよ就つきサク
 ナンの權ちからを離はなれて神かみよ歸きせしめ又また彼等かれらをして我われを信あんさるよ
 因ゆきて罪つみの赦ゆると聖きよめらきし者ものの中なかよ於おいて業わざを受うけることことを得むけ
 させんが爲ためなり是十九故ゆゑよアグリッパ王わよ我われこの天てんの現示あらわしよ
 背そむをして二千二千先さきダマスコエルサレムエルサレムの人々ひとびと次つぎよユダヤユダヤの全ぜん
 地ちおよび異邦人いはうじんよまで恒つねよ悔改くわいざいよ符ふ行こうをなして罪つみを悔くわい
 べき事ことと神かみよ歸きすべき事こととを宣傳せんてんへたり此二等にの事ことよ由ゆ
 て我われハ神かみの佑たすけをえ今日こないよ至いたるまで難たづるくことことあく小ちいき者もの

にも大おほなる者ものにも證あかをあせり我言おもいところハ預言者げんしゃおよび
 モモーセモーセが將來まいうかならき成ならんど言いひじことよ非あらざるハあし
 即すなはちキリストキリストの苦難くるみをうけ死死し者の復生よみがへりの始はじとなり光ひかりを
 時ときベストスベストス大声おほごゑよ曰いひけるハパウロパウロよ爾なんちハ狂氣きょうきせり博學はくがく爾なんち
 をして狂氣きょうきせしめたり一五パウロパウロ曰いひけるハ最も尊もつときたよ被誉为はくがく爾なんち
 此民あみたみと異邦人いはうじんよ傳つたふることこと也あり二四二四パウロパウロが如此ごくうたへける
 こより出だるあり云いふれ此等あれらの事情じようじょうハ王わよく知したまへバ我われ
 そからきして王わの前まへよ語かたれり益よこれらの事ことハ王わよく知したまへバ我われ
 それたるよ非あらざれバ王わよ隠かくるく所ところあしと信あんされバ也あり二七二七ア

アグリッババウロよ曰けるハ雨われを勧て容易キリスト
アンと爲んとす 二元バウロ曰けるハ容易よもせよ容易から
さるよもせよ我ハ惟のみあんち耳のあらき今日われよ聽ところ
の者みな此縲絏あはわあくして我おどき者とあらんことを神よ
願ふあり 三十如か此かたり畢きへしとき王わと方伯つかさおよびペルニケ
又ともよ坐せし人々起あて退アリタき 三相語あひかきりて曰けるハ此人ハ死ス
べき事ト縲絏なはわよかくる可べことを爲なさる也 アリ 三アグリッバペス
トスよ對むかひ日いひけるハ此人もハジカイザルアヤウコクよ上告せんと言いはざ
りしふらば既もはやある釋スべき者トあり

彼等かれらバウロ及び他の囚者ほ等めうをアウグスト隊たいの百夫ひやくにんの長から
第一十七章 われら已マよイタリヤへ航カることよ定さだまりけれバ
シドニヤ

るユウリアスと名なづる者トよ付けせり ニ是トよ於トて我儕アシアよ
沿よて駛はせんとするアドラミテオムの舟トよ登のりて出いフマケドニヤ
のテサロニケ人びとアリストタルねんコわ我儕アシと偕ともよ在ありき 三次つぎのひシド
ンよ着つけりユウリアス慄懾だろよバウロわ我儕アシと偕ともよ在ありき 三次つぎのひシド
往ゆきて其供應もてなを受うけることを許ゆるせり 四我儕アシまた彼かれよ朋とも友ともの所ヘ
せじが風かぜの逆さかふよ因よりてクプロカの風かぜ下しもの方トよ走はり 五キリキ
ヤハとバムフリアカの海うみを過すぎてルキヤカのムラムラと云いる港みなとよ至いたれ
りハ六六此處あひにて百夫ひやくにんの長からイタリヤカへ濟カるアレキサンデリ亞
の舟トよ遇あひて我儕アシを之トよ登のたり セ多日じうのあひだ舟トの行ゆこト
運おく僅よしてクニドスカよ對むかへる處ところよ至いたり風かぜの順じゆあらざる
よ因よりてサルモ子トを過すぎクレテカの風かぜ下しもの方トを走はり ハ僅よして

其岸よ沿ラサイアの邑よ近き美港と名る處よ至れり
を歴こと既よ久く斷食の期も過ぬれバ舟路の危険より
バウロ諫て十日けるハ人々よ我意ふよ此舟路ハ損害多か
然ひも百夫の長ハバウロの言ところよりも船長と舟主の
るべし第よ積荷と舟のみならき我儕の生命にも及ばん
言を信じたり且この港ハ冬を過そよ便宜らば是故よ若
ビニクスよ至り彼處よて冬を過すことを得んかとて此處
を出んと定たる者おなじビニクスハクレデの港にて西南
の風と西北の風と其岸よ沿て吹ところ也時よ南風徐
吹けれバ彼等志を得たりと意ひ錨を起タレテよ沿て走し
よ十四未幾ニ一ロタルドンと稱る狂風島より御來り十五舟を

掣去けれバ之よ敵ふ事を得キ我儕うの風よ任て十六遂よク
フウダと云る小島の風下の方へ駛ゆき僅よして小艇を取
む十七既よ援上し後かれら備おける物をもて大舟の胴を縛
かつ洲よ乗掛んことを恐れ帆を下じて流れたり十八風疾き
よよりて次の日水夫ら貨物を擲つ十九第三日よ至てハ我儕
てづから舟具を擲つ二十斯て多日のあひだ日も星も見え
て疾風ふきあてけれバ我儕つひよ救はるべき望たえ果たり
三人々久く食せモバウロ彼等の中よ立て曰けるハ人々よ
爾曹義よ我諫を聽クレテより離るゝことを爲キして此損
害を受キある可えきなりし三今われ爾曹よ勵む勇め爾曹
の中一人だよ生命を失ふ者のふし惟舟を失ふこと有んのミ

益トモハわが屬する所トコロわが事トガシる所の神の使者この夜トキわが側カタハラよ
且カツ神カミハ爾アヘンと偕シモ舟ボウよある者トガシ悉く爾アヘンよ賜タマフと曰イハりトモハ是故トモハ
人ヒトや勇ヤハめや如シカク此ハシマわれよ語カキり給ハサフへる如シカク必カナラ成ルんと我神カミを
信ヒムせられバ也ハタリ云ハタシわれら必カナラ一島シマよ推上タスられんス斯ハシマて第十四
日ヒルの夜ヨよ至り我儕アヘンアアヘンデリアの海シマよ颶ハラハラふ夜半ヨハナハおろ水夫アホら岸カニ
よ近カツけりと意ヒテひてハタシ水ミズを測ハサフしハタシ二十尋ハチシを得ハサフたりハタシ進ハシマて
又ハサシ測ハサフじハタシ十五尋ハチシを得ハサフたりハタシ石イハよ乘ハサフり逃ハシマんことを恐ハラハラれ舡カニより
四シキの錨アガリを投ハサフて天明アサヒを待ハサフわびぬハサフ水夫アホら舟ボウより逃ハシマんとして
舳アキより錨アガリを投ハサフす狀サヌをなし小艇ボウを海シマよ下ハサフけれバハタシバウアヘン百ヒヤク
夫ヒトの長カーラと兵卒ヒツツよ曰ハシマけるハ此ハシマ人々ヒトハもし舟ボウよ留ハサフらばハタシバ爾アヘン曹ツクメ救ハサフ

ることを得ハシマじトモハ是トモハよ於ハタシて兵卒ヒツツら小艇ボウの索ツナを斷ハサフきり其ヒトハ流カニ
るトモハよ任ハサセたりハタシ夜ヨの明アキんとする時ハタシバウアヘンロ凡オハシの人々ヒトハよ食ハシマせ
んことを勧ハサフて曰ハシマけるハ爾アヘン曹ツクメ待ハサフわびて食ハシマせざりじこと今日ヒテ
にて已ハタシよ十四ヨウジ日ヒタチありハタシ故ハタシよ我アヘンなんぢらアヘンよ食ハシマせんことを勧ハサフ
うトモハ救ハサフを得ハサフべき助アシタツとなる可ハシマきバなり爾アヘン曹ツクメの頭髮カミハラ一縷ヒツだよ
爾アヘン曹ツクメの首カギハより限ハシマざるべしトモハ如此ハシマかたりてパンパンを取ハサフすべて
の人の前にて神カミよ謝ハサフし之ハタシを擎ハサフて先食ハシマしけれバハタシ彼等ヒツツも亦ハタシ
勇ヒトんで食ハシマせりハタシ既ハサシよ食ハシマして飽ハサシけれど爾アヘン曹ツクメ穀物コモツを海シマよ棄ハサフて舟ボウを輕ハサフせりハタシ彼等ヒツツも亦ハタシ
あけて其ヒトハ地ヒトハハ識ハサシされどハタシの海シマ灣ハマを見ハサフたり此ハシマよ洲シマ崎ハマあり或ハタシ或ハタシ夜ヨ
ハ至ハシマことを得ハサフば彼處アヘンよ舟ボウを進ハサフんと謀ハサフりハタシ綱ハシマを斷ハサフて錨アガリを海シマ

よすて舵繩を鬆め舳の帆をあけ風よ順ひ洲崎を望て走し
 四一 潮の流交ふ處よ至りて舟を洲よ乗あけ舳ハ膠定て動
 せ艤ハ浪の勁が爲よ破られたり是よ於て兵卒ら囚人の
 泄逃れんことを恐れ之を殺さんと勧む然ほも百夫の長
 バウロを救んど欲ひ其勸を阻かつ泄得る者ハ先水よ跳い
 四二 その他ハ或ひ板あるひハ舟の碎木よ乗て岸よ至んこ
 とを命じたり此の如く皆すべし事を得て岸よ登れり
 十八章 我儕すでよ救を得て後うの島の名をマリタと
 稱ることを知れりニ夷人ら尋常ならぬ情分をかく降雨と
 寒どより火を爇て我儕衆人を待遇せり三バウロ多の柴
 を集て火よ放しよ火熱よより嶺いで來て其手よ繞り四夷

人ら嶺の其手よ懸たるを見て互よ曰けるハ此人ハ正く人
 を殺じゝ者ならん彼海より逃たりと雖も天理その生るこ
 とを容さざる也五バウロ嶺を火の中よ拂縛して害を受る
 ことなし六彼等バウロを候ひて其腫るか或ハ忽ち仆て死
 ることあらんと意しよ久く候へとも彼よ害の及ざるを見
 て其意を轉て神ありと謂り七島の長をブブリナと名く
 此邊よ己が有る田地あり彼われらを接て憇憇よ三日宿ら
 せたりへ時よブブリヲの父熱と病を患ひて臥居しがバ
 リその所よ至りて手を其上よ按こきを醫せり九此事と
 ありしかバ島よある所の他の病者等も來りて醫さるゝこ
 とを得たり十かれら禮を厚じて我儕を敬ひ又舟出の時よ

臨て我儕が無てかなそぬ物を贈れり 我儕三ヶ月を経ての
 ち此島にて冬を過し デヲスクリの號あるアレキサンデ
 リアの舟よ登いで 十二スラクサよ着三日としまきり 十三彼
 處より回てレギヲよ至り一日を経て南風起けれバ次日ブ
 テヲリよ至り十日きやうだいたち兄弟等よ遇かれらが請よ任て七日としま
 り而してロマよ往○十五ロマの兄弟たち我儕の事を聞アツ
 ピ一ボロムおよび三館と云る處よ來て我儕を迎ふバウロ
 之を見て神よ謝し其心よ力を得たり○十六既よ我儕ロマよ
 至しよ百夫の長衆囚を王を守る兵隊の長よ交せり然ヒバ
 ヴロハ一人の守兵と共に別よ自ら居ることを許されたり
 三日を経て後バウロユダヤ人の尊重たる者等を召集む彼
 ルよ上告す然とも我が國の民を訟ん爲にハ非也二十斯よ因
 よ我を審たれど死べき罪ふきが故よ我已とを得てしてカイザ
 ルユダヤ人これを拒しよより我已とを得てしてカイザ
 ルの望の爲よ此鍼よ繋るれバ也二十一彼等いひけるハ我
 フエルより爾よついて書信を受キ亦兄弟たちの來し者
 も爾よ就て何の惡事あるを我儕よ報また語し者ふも三
 われら我儕なんちの意ふ所を聞んとす蓋われら何處にても此

等の集れる時これよ曰けるハ人々兄弟よ我いまだ我民ま
 た先祖の例よ違て何事とも爲じことなし然よエルサレム
 より囚人となりてロマ人の手よ付されたり二十二ロマ人すで
 よ我を審たれど死べき罪ふきが故よ我を釋さんと欲へ定
 十九ユダヤ人よ上告す然とも我が國の民を訟ん爲にハ非也二十三斯よ因
 ルよ我なんぢらよ會ともよ語んことを請るあり蓋われイ
 ブエルの望の爲よ此鍼よ繋るれバ也二十四彼等いひけるハ我
 傕ユダヤより爾よついて書信を受キ亦兄弟たちの來し者
 も爾よ就て何の惡事あるを我儕よ報また語し者ふも三
 われら我儕なんちの意ふ所を聞んとす蓋われら何處にても此

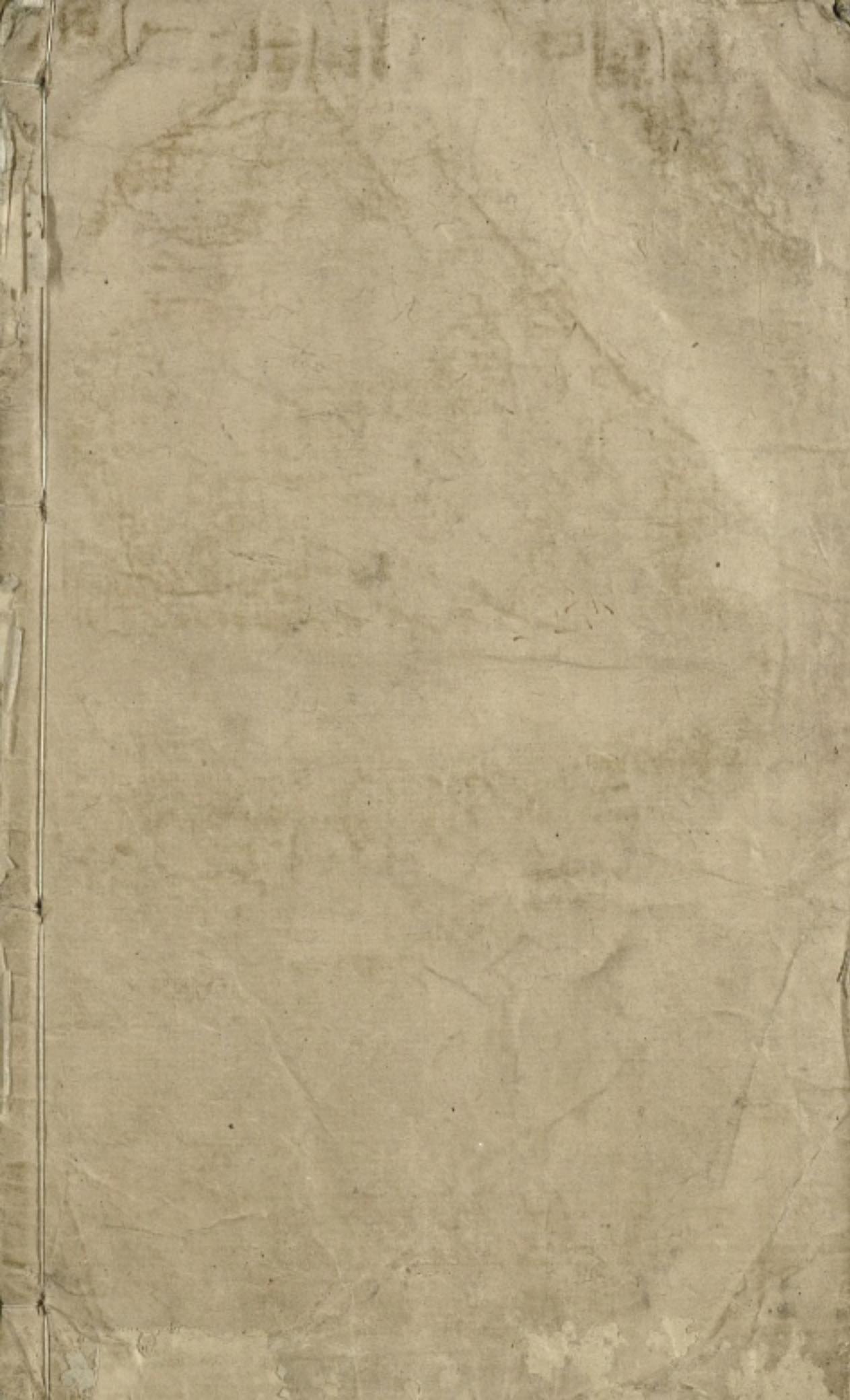
宗旨の誹らるゝを知バあり。既ニ定たる日より及て多の人民ウロの館より來れりバウロ朝早より暮ヨ至までモーセの律法と預言者の書をひき神の國の事を說かつ之を證じイエスの事を語て彼等を勸たり。二云其言より感じて之を然とす者あり亦信せざる者もありて互ニ相合さるより遂に退けり其退かんとせし時バウロ一言を語けるハ誠あるが、聖靈預言者イザヤよ託て我等の先祖等は語し言その言によ云々なんち此民よ往て告は爾曹へ聽とも聴らぞ視とも見せ。蓋この民目よて見耳よて聽心よて悟り悔改て我等故よ醫されん事を恐れ其心を頑し耳を蔽ひ目を閉たりと是の故よ爾曹知べし神の救ハ異邦人よ遣られ彼等ハ之を聽

争論をなせり○斯てバウロうの借受し家より居しこと全く二年すべて來り見んとする者を接て憚らぞ神の國をのべ主イエスキリストの事を教て禁げらること無りき

原家藏書

新約全書使徒行傳終

95-91182



使徒行傳

明治十四年

印中了老人用聖書

原胤昭氏旧藏本